

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所      |          | 区分 | 意見等内容   | 回答  |
|----|---------------|----------|----|---|---|
|    | 頁             | 章番号等     |    |   |   |
| 1  | -             | -        | 提案 | 開発から運用への移行に際しては、運用部門にて受入基準を明確に示し、開発部門にてこれをクリアすることを稼働の条件とするべきと考えます。<br>このような観点から、共通運用管理業務受託者において、受入基準の作成・修正に係る支援、及び運用サイドが受入基準への達成状況をチェックする際の作業支援を役務として加えるべきではないでしょうか。  | 受入基準の作成・修正に係る支援及び運用サイドが受入基準への達成状況をチェックする際の作業支援の提案については、総合評価基準表に任意項目として提示致します。 |
| 2  | -             | -        | 提案 | 本業務の役務期間中に、並行して経過管理・電子決裁サブシステム（個人番号対応等）及び個人番号管理サブシステム（2次）の設計・開発・テストが、並行して行われる認識です。<br>これらの開発工程のうち、運用設計に関する検討、運用テストに関する検討及び移行計画に関する検討については、運用部門としても関与し、運用を行っていく観点からの意見を反映していくことが望ましいと考えます。このため、これらの検討支援を役務として加えるべきではないでしょうか。<br>（移行支援の作業項目として既に「移行詳細仕様書のレビュー」が設けられているところですが、ここではより前の段階から検討に加わることを想定しています。） | 運用設計に関する検討、運用テストに関する検討及び移行計画に関する検討に関する提案については、総合評価基準表に任意項目として提示致します。          |
| 3  | -             | -        | 提案 | 本業務においては、経過管理・電子決裁サブシステムが稼働し、拠点設備も運用対象に加わることから、現行システムとのつながりがより密接になり、現行運用との連携事項、調整事項等が多く発生するものと考えます。<br>このため、現行の運用部門と刷新の運用部門を横断する会議体を設け、これに対する運営支援、調整に係る支援を役務として加えるべきではないでしょうか。  | 現行の運用部門と刷新の運用部門を横断する会議体の設定に関する提案については、総合評価基準表に任意項目として提示致します。                  |
| 4  | -             | -        | 提案 | 貴機構の運用管理の体制においては、限られた要員で大規模システムの運用業務を遂行していかなければならないと認識しています。このため、運用部門の役割・責任と業務内容に照らし、これを実施するために必要となるスキルの種類とレベルを整理した上で、運用部門の要員に対する訓練・研修を行うことを役務として加えるべきではないでしょうか。  | 運用部員に対する研修・訓練に関する役務については、任意項目として追加するよう総合評価基準表の見直しを行い、提示致します。                  |
| 5  | 調達仕様書(案) P.23 | 1.6 契約期間 | 質問 | 契約締結日から平成29年1月3日までは準備期間である旨が記載されていますが、準備期間に行う作業は設計・開発業者及び現行の共通運用管理業者からの運用業務の引継ぎ、監視等の環境の準備及び業務実施計画書等業務開始までに提出する成果物の作成であり、この間に行われる経過管理・電子決裁サブシステム等の移行に対する支援は含まれない理解でよろしいでしょうか。  | ご認識のとおり、準備期間中に予定されている経過管理・電子決裁サブシステム等の移行に対する支援業務は、本調達には含まれません。                |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所           |                    | 区分 | 意見等内容  | 回答  |
|----|--------------------|--------------------|----|--|---|
|    | 頁                  | 章番号等               |    |  |   |
| 6  | 調達仕様書(案) P.41      | 5.2 作業要員に求める資格等の要件 | 要望 | <p>統括責任者及び統括責任者以外の者に対し専任で配置させる旨が記載されていますが、専任の担当で体制を固めると、他のプロジェクトとの知識の共有や柔軟な人員の配置が行えず、業務が属人的になってしまうことが懸念されます。業務が人依存となり、継続性へのリスクがあることに加え、最新動向、類似事例等の知見の活用を阻害し、コストの高止まりが生じる恐れがあります。各要員に求めるスキルや果たすべき責任は明確にしつつも、専任か非専任かについては受託者の提案の余地を残すことが望ましいと考えます。また、同じく作業の効率化・コスト低減のために、作業場所（システム監視を含む）についても、遠隔地からの対応などの提案の余地を残すことが望ましいと考えます。</p> | <p>効率的な運営業務の遂行のため、他業務との兼務については、現状の調達仕様書の記載を前提として、応札者の知見とノウハウに基づき設定のうえ、ご提案願います。また、作業場所については、本調達においては遠隔地からの対応は想定しておりません。</p>                              |
| 7  | 別紙1 本調達における要件 P.5  | 4.3.3 インシデント件数     | 要望 | <p>「表4.3-3 想定インシデント件数」について、以下のような問題があると考えます。<br/>①月ごとの変動が非常に大きく、ピークに偏りがあること<br/>②過去の実績値がない中での想定件数と認識しているため、想定については実績値が大きく想定と乖離する可能性があること</p> <p>①については、当案件への提案を可能にするため、稼働当初における初期バグや立ち上げサポートについては、設計開発業者の保守範囲でのカバーを検討すべきと考えます。<br/>②については想定を大きく上回った場合の共通運用管理業者の責任範囲や、各サブシステム稼働直後の設計・開発業者の支援内容についても、明確にさせていただきたく存じます。</p>         | <p>①稼働当初における初期バグの修正や問合せに対するサポートは設計開発業者が行いますが、責任分界点に変更はありません。<br/>②件数は、想定値を大きく上回る可能性もありますが、責任範囲は「別紙6_関連業者との役割分担表」のとおりとなります。</p>                          |
| 8  | 別紙1 本調達における要件 P.7  | 4.6 拡張性に関する事項      | 要望 | <p>「表4.6-1 システム拡張に伴う作業支援」において、実施内容の②に対してのみ設計・開発業者から手順が提示される旨が記載されていますが、①及び③についても手順が提示されるべきと考えます。</p>   | <p>ご認識の通りです。<br/>①及び③についても手順書を提示します。<br/>※各開発業者、基盤業者が作成した手順書を当機構から提示します。</p>  |
| 9  | 別紙1 本調達における要件 P.10 | 4.11.1 ハードウェア構成    | 質問 | <p>経過管理・電子決裁サブシステム（拠点設備）のサーバ機器が運用対象に含まれていますが、これらの機器についてはセンターからリモートでの監視・操作が可能であり、共通運用管理業者は拠点での作業は行わない認識でよろしいでしょうか。<br/>拠点設備に対する目視での状況確認等、現地での対応が必要となった場合は、拠点設備ハードウェア等納入業者や端末運用管理業者、又は拠点の機構職員に依頼が可能との理解でよろしいでしょうか。</p>   | <p>共通運用管理業者は、拠点設備を監視し、リモートで操作を行います。<br/>各拠点での作業は、端末運用管理業者が行います。<br/>作業概要については、P31「図 5.3-1 経過管理・電子決裁サブシステム運用管理イメージ」及び「5.3.8 問題・インシデント管理業務」の項にて追記します。</p> |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所                      |                           | 区分 | 意見等内容   | 回答  |
|----|-------------------------------|---------------------------|----|---|---|
|    | 頁                             | 章番号等                      |    |   |   |
| 10 | 別紙1 本<br>調達にお<br>ける要件<br>P.13 | 4.13<br>移行に関<br>する事項      | 要望 | 「表4.13-1 移行支援の作業内容」において、本番環境で稼働する移行ジョブの監視が含まれていますが、ジョブが異常終了した場合の対応については、本番運用への影響を避けるための最低限のオペレーションを除き、設計・開発業者が主体となって行うことを明確にさせていただきたく存じます。  | 移行フェーズであっても本番環境へのリリース作業が発生します。また、移行ジョブを本番の夜間バッチ処理へ組み込み実行する場合も想定されます。移行作業は当機構内の移行判定会議において実施可否判断され、実施判定されたジョブのリリースや監視は共通運用管理業者の作業としています。  |
| 11 | 別紙1 本<br>調達にお<br>ける要件<br>P.14 | 4.13<br>移行に関<br>する事項      | 質問 | 「表4.13-2 移行支援のスケジュール(案)」において、経過管理・電子決裁サブシステム(個人番号対応)及び個人番号サブシステム(2次)のデータ移行等の時期にH29.12が含まれていますが、本業務の契約期間を超える作業は役務範囲外との理解でよろしいでしょうか。  | 契約期間を超えて実施することはありません。<br>調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示いたします。   |
| 12 | 別紙1 本<br>調達にお<br>ける要件<br>P.25 | 5.3.5<br>セキュリティ<br>管理業務   | 要望 | 「②バッチ適用」に関して、共通運用管理業者の担務は稼働開始後に発生するバッチの適用であり、稼働開始前に発生したバッチの適用は設計・開発業者の担務であることを明確にさせていただきたく存じます。   | 原則として、稼働前にはリリース済みのバッチの適用をハードウェア保守業者が実施することとなります。しかしながら、総合テスト終了後から稼働直前でのバッチ適用は実質的に困難な場合もあります。稼働直前に、未適用バッチがある場合は、稼働開始時にハードウェア保守業者から適用対象や適用計画について引継ぎを受け、ハードウェア保守業者の支援のもとバッチ適用を実施することとします。  |
| 13 | 別紙1 本<br>調達にお<br>ける要件<br>P.29 | 5.3.12.1<br>サービスレ<br>ベル協定 | 要望 | 「④免責事項」に、「天変地異・異常気象・戦争・テロ・政府の規制などの管理不能な事由」を加えていただくべく存じます。   | ご指摘を踏まえ、「5.3.12.1 サービスレベル協定」、「(2) サービスレベルの遵守及び管理」、「④ 免責事項の免責事項」に追記します。<br>天災地変・異常気象・戦争・テロ・政府の規制などの管理不能な状態によりサービスレベルが未達成だった場合に、当機構と協議するものとします。<br>また、異常気象等、交通の混乱から要員の交代等が予定通りに行えない場合は、勤務の延長等を行っていただくことにより、システム操作員が一人もいない状態が無いよう調整願います。 |
| 14 | 別紙1 本<br>調達にお<br>ける要件<br>P.30 | 5.3.18<br>ヘルプデス<br>ク業務    | 質問 | ヘルプデスク業務における問い合わせ対応について、平成29年1月から稼働するサブシステムに関する問い合わせに対応するための対応手順や想定問答集などは、設計・開発業者から引き継がれる理解でよろしいでしょうか。  | ヘルプデスク業務に関する問い合わせ受付・回答方法については、経過管理・電子決裁サブシステム開発業者より引き継がれます。   |
| 15 | 別紙1 本<br>調達にお<br>ける要件<br>P.30 | 5.3.18<br>ヘルプデス<br>ク業務    | 質問 | 「②経過管理・電子決裁サブシステムの拠点設備に関する問い合わせ対応について」において、拠点設備の機器類に関する問い合わせ対応については、「端末設備運用業者」が受け付け、一次切り分け、保守業者への連絡などの対応を行う認識です。拠点サーバやセンター設備に関する問い合わせ以外は「端末設備運用業者」において対応が完結し、共通運用管理業者の対応は発生しない理解でよろしいでしょうか。 | ご認識の通りです。ただし、端末運用管理業者のサービス時間外は共通運用管理業者が拠点設備の監視を行います(運用監視室に監視モニタが設置されています)。端末運用管理業者には翌営業日の端末運用管理業者のサービス時間中に連携します。  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所                          |                                     | 区分        | 意見等内容   | 回答  |
|----|-----------------------------------|-------------------------------------|-----------|---|---|
|    | 頁                                 | 章番号等                                |           |   |   |
| 16 | 別紙1 本<br>調達にお<br>ける要件<br>P.31     | 5.3.18<br>ヘルプデ<br>スク業務              | 質問        | <p>端末設備運用管理者と情報を共有する旨が記載されていますが、端末設備運用管理者のヘルプデスクと共通運用管理者のヘルプデスクの関係、連絡方法、情報共有手段、責任分界について、明確にしていたたく存じます。</p> <p>ヘルプデスク業務を貴機構内で行う場合、インターネット接続が行えないことから、電話しか連絡手段が無い認識です。電話だけの連携では、やり取りの漏れなどが生じる恐れがあると考えられますが、情報共有を行うためのツールなどは提供されるのでしょうか。</p> | <p>共通運用管理者と端末運用管理者の役割分担については、「別紙6_関連業者との役割分担表」を確認してください。</p> <p>共通運用管理者の運用監視室において、拠点設備の監視が可能になります。その概要がわかるように「図5.3-1の経過管理・電子決裁サブシステム運用管理イメージ」を修正します。</p> <p>端末運用管理者の情報連携については、主に電話で対応することとなります。また、端末運用管理者は機構本部で業務を行うため、媒体での情報の授受は直接手渡しで行うことができます。</p> <p>また、ヘルプデスク業務における共通運用管理者の作業環境は、次期受託者が当機構へ申請した後自費にて導入していただくこととなります。</p> <p>例えば、自社と専用線で接続し自社の環境から情報を発信する等、セキュリティを重視した方法等を提案していただきたい。</p> |
| 17 | 別紙1 本<br>調達にお<br>ける要件<br>P.35     | 5.4.1.2<br>非定型オ<br>ペレーシ<br>ョン業務     | 質問        | <p>「②法定点検」の下に「(d)リリース作業」がありますが、法定点検とは無関係と考えられます。法定点検と同列の、非定型オペレーションの一つではないでしょうか。</p>  | <p>ご指摘のとおりです。「③リリース作業」と修正します。</p>   |
| 18 | 別紙1 本<br>調達にお<br>ける要件<br>P.50     | 5.5.10<br>要員配<br>置・シフト<br>計画の作<br>成 | 質問/<br>要望 | <p>納入期日が「当該月末比の営業日から1週間以内」となっていますが、例えば4月の要員配置・シフト計画は3月の最終営業日から1週間以内に出すという要件でしょうか。</p> <p>確定した翌月のスケジュールを踏まえて計画を立てるため、「当該月末日の営業日から1週間前」としていただくたく存じます。</p>   | <p>記載誤りのため「当該月末比の営業日から1週間以内」を「前月最終営業日1週間前まで」と訂正します。誤字は修正します。</p>  |
| 19 | 別紙7<br>サービスレ<br>ベル設定<br>項目<br>(案) | -                                   | 提案        | <p>障害通知時間について、システム操作員から主任操作員への通知は、共通運用管理者内の連絡であるためサービスレベル設定項目として相応しくないのではないのでしょうか。システム操作員又は主任操作員から機構職員に通知する時間をサービスレベルとするべきと考えます。</p>  | <p>ご指摘の箇所は、提案のとおり訂正します。</p> <p>別紙7 サービスレベル設定項目（案）については、契約締結後に改めて協議します。</p>  |
| 20 | 調達仕様<br>書案<br>P21                 | 表1.5-2<br>欄外                        | 質問        | <p>届書の受理形態について「電子媒体、電子申請、処理票」が記載されていますが、平成29年1月時点の受理形態に電子媒体、電子申請は含まれない認識です。相違ないかご確認の程宜しくお願いたします。</p>  | <p>ご認識のとおり、届書の受理形態では、電子媒体、電子申請は含まれないため、調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示致します。</p>  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |            | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|----|------------|------------|----|---|--|
|    | 頁          | 章番号等       |    |   |  |
| 21 | 調達仕様書案 P23 | 1.6 (2)    | 要望 | 支払方法等において、「月額については、原則として契約金額を按分した金額と考えているが、契約時に協議する。」とありますが、準備期間の対応やシステムの稼働開始直後とそれ以外の時期での運営業者の体制の違い等を踏まえた月額の設定が必要と考える場合は、提案時に内訳をご提案させていただきますので、契約提携時にその内容を根拠として協議させていただきますようお願いいたします。                 | 調達仕様書の記載のとおり、準備期間の対応及びシステムの稼働開始直後の体制の違いを含めて、原則として契約金額を按分した金額となっています。                                 |
| 22 | 調達仕様書案 P23 | 表1.6-1 項番2 | 質問 | 共通運用管理業務の契約期間について「平成27年11月27日」迄と記載されていますが、別紙4全体スケジュール上は、11月30日迄と見受けられます。本差異の意味をご教示いただけますでしょうか。また、27日迄とした場合、月曜日までという理由についてもご教示願います。週末（土曜もしくは日曜）迄が区切りとしてはよいのではないのでしょうか。                                 | 別紙4全体スケジュールについては、記載を見直しを行い、本公示にて提示いたします。障害時の対応及び業務引継を円滑に実施できるよう、引継元受託者と引継先受託者の契約期間を1日重なるように設定しております。 |
| 23 | 調達仕様書案 P26 | 5.3.8 (2)  | 要望 | 障害発生時における対応として、単純に他事業者への確認や報告資料を作成するだけでなく、当該瑕疵が年金業務システム全体に及ぼす影響について調査の上、調査結果を踏まえ本番環境への反映計画の作成、他事業者における対応状況の管理、提供された手順に基づく本番環境への対処実施等を共通運用業者が主体的に行い、機構様へ報告した上で、対応について機構様にご判断頂く必要がございますので、調達仕様書へ明記願います。 | 障害発生時における対応については、本調達において、効果的と考える作業内容、体制等は提案の範疇であると考えます。  |
| 24 | 調達仕様書案 P29 | 3.1.3      | 質問 | 移行の詳細については、「別紙1：本調達における要件 4.10 移行に関する事項」を参照のこととありますが、「4.13 移行に関する事項」の誤りかと思われます。修正いただけますようお願いいたします。同様に「3.1.4 引継ぎに関する作業内容」「3.1.5 教育に関する作業内容」についても別紙1の項番が誤っているかと想定されますので、ご確認の程よろしく願います。                  | ご認識のとおりですので、「4.13 移行に関する事項」、「4.14 引継ぎに関する事項」、「4.15 教育に関する事項」と調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示致します。               |
| 25 | 調達仕様書案 P29 | 表3.1-1     | 質問 | 本番稼働に向けたテストとして、「基盤総合テスト」が漏れていると思われます。追加いただけますようお願いいたします。  | 「基盤総合テスト」については、総合テスト工程の項目のため「総合テスト」と記載しています。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所                       |                                     | 区分 | 意見等内容   | 回答  |
|----|--------------------------------|-------------------------------------|----|---|---|
|    | 頁                              | 章番号等                                |    |   |   |
| 26 | 調達仕様書案 P31                     | 表3.1-2                              | 要望 | 本表に現行の共通運用管理業者様（～平成29年1月4日）が含まれておりません。現行の共通運用管理業者様は、1年間の運用を通じて、ルール、手順、プロセスを準備されており、これら成果物が本調達受託者に適切に引き継がれる必要があります。引継ぎがない場合、運用の一貫性が確保不可能となります。契約期間満了迄の業務内容及び本業務遂行上に蓄積されたノウハウ、遂行上作成された成果物（ルール、手順書、プロセス等）の引継ぎ方法について調達仕様書に明記願います。   | 現共通運用管理業者からの次期共通運用管理業者への引継は、現共通運用管理業者の役務です。本表に、現共通運用管理業者を追加するよう調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示致します。また、引継方法については、別紙1本調達における要件の「4.14 引継ぎに関する事項」に記載のとおりとなります。 |
| 27 | 調達仕様書案 P33                     | 表3.2-1                              | 質問 | 表3.2-1に記載されている納入成果物については、現在の共通運用管理業者様によって様式及び記載要領が全て定められており、本受託者はそれを踏襲する認識ですが、問題ないでしょうか。なお、新たに様式及び記載要領を定める必要がある納入成果物がある場合には、調達仕様書に明記願います。   | ご認識のとおり、納入成果物については現共通運用管理業者によって様式及び記載要領が定められており、次期受託者はそれを踏襲いただく認識で相違ありません。なお、本調達の業務を実施する上で効果的かつ合理的と考える方法がある場合は、積極的にご提案ねがいます。                    |
| 28 | 調達仕様書案 P33                     | 表3.2-1                              | 質問 | 一部の成果物の納入時期について、「業務開始2週間前」とありますが、準備期間を除く、平成29年1月4日の2週間前である平成28年12月22日でよろしいでしょうか。  | 平成29年1月4日の業務開始2週間前は、平成28年12月21日です。  |
| 29 | 調達仕様書案 P33                     | 表3.2-1<br>項番1～4                     | 要望 | 現行の共通運用管理業者様からの引継ぎは、いつの時点で実施されるのでしょうか。本引継ぎが遅れた場合、もしくは引継ぎ対象成果物が確認できない場合（引継ぎに適切な状態となっておらず修正等実施していただく必要があった場合含む）、項番1～4の納入物について、一部期限見直しもしくは、一部未確定状態での納入となる場合がございますので引継ぎ時期を調達仕様書に明記願います。   | 業務の引継ぎは、現共通運用管理業者より、次期受託者決定日以降にシステム運用引継計画書に基づき実施いたします。引継時期については、別紙4全体スケジュールに記載のとおりとなります。  |
| 30 | 調達仕様書案 P34                     | 3.2.1                               | 要望 | 公平で透明性が確保された経済的な調達のため、また受託後におけるサービスレベルの遵守及び円滑な移行のためには現行共通運用業者の履行実態を把握する必要がありますと考えます。つきましては、現行業者の受託後における「ヘルプデスク受付状況報告」「サービスレベル協定書」「サービス実績管理台帳」「改善状況報告書」「運用報告書一式」について開示いただけますようお願いいたします。  | 当該成果物については、契約締結後に次期受託者へ開示をいたします。  |
| 31 | 調達仕様書案 P38<br>及び<br>別紙11<br>P1 | 仕様書<br>図5.1-1<br>/<br>別紙11<br>表11-1 | 要望 | 図5. 1-1上の運用・保守欄の「統計・業務分析システム」の欄上にハードウェア等納入・保守業者の体制が記載されています。一方別紙11の表11-1上統計・業務分析サブシステムの列においては、項番1、3、4において他サブシステムと異なり、ハードウェア等納入業者がパッチ適用にかかる業務を遂行しないとの記載があります。パッチ適用にかかる作業品質向上、安定化及びセキュリティ管理の徹底に向けて、他サブシステム同様ハードウェア等納入業者がパッチの情報提供、選定、手順作成を実施するのが最適と判断します。セキュリティ管理の徹底及び運用安定化に向けて、別紙11の記載内容の是正をお願いいたします。 | 統計・業務分析サブシステムにおけるセキュリティパッチ情報の提供は、記載どおり、「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る設計・開発等業務」ではなく、共通運用管理業者の役務になります。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |       | 区分 | 意見等内容  | 回答   |
|----|------------|-------|----|--|--|
|    | 頁          | 章番号等  |    |  |  |
| 32 | 調達仕様書案 P39 | 5.1.2 | 要望 | 他業務との兼務及び職責間の兼務が可能とありますが、運営業務の重要度を考慮すると高品質な作業を実施する必要があるため、主任操作員、システム操作員、ヘルプデスク担当は本業務の専任及び兼務不可とすべきと考えます。  | 効率的な運営業務の遂行のため、職責間の兼務については、現状の調達仕様書の記載を前提として、応札者の知見とノウハウに基づき設定の上、ご提案願います。  |
| 33 | 調達仕様書 P39  | 5.1.2 | 要望 | <p>システムの安定運用及びオペレーションミスが発生させないため、共通運用管理者が本番作業を実施するにあたっては以下の条件が必要と考えますので、ご検討の上調達仕様書に明記願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本番作業は必ず実績のある手順を使用すること。実績のない手順は、検証機で予め検証した上で本番作業を実施すること。</li> <li>・本番作業における、年間・月間・週間・日々スケジュールを作成し、機構様並びに、各受託業者へ確認したうえで実行管理・報告すること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※業務運用スケジュールについては、別紙1 p 5 2に月次スケジュールの作成及び適宜更新が記載されていますが、経常的に週次、日次スケジュールを作成することで、随時作業発生時の影響点検、作業調整が確実かつ迅速に実施可能と考えます</li> </ul> </li> <li>・本番作業中の全オペレーション業務について、最低限2人1チームでの体制で実施すること</li> </ul> <p>また、開発業者、保守業者が本番作業を実施するにあたって以下の作業条件にかかる点検を共通運用管理者が実施する必要があると考えますので、ご検討の上調達仕様書に明記願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業実施のタイミング及び作業予定時間は、検証・検討されたうえで実現性を備えているか</li> <li>・各業者が作成し保証した作業手順について、作業実施に当たっての前提条件を各業者が意識し、作業計画に盛り込まれているか</li> <li>・作業完了後も業者から作業実施状況、作業結果（チェックリストの消込等）を報告させ、予定外の作業を実施していないか</li> </ul> | 安定運用及びオペレーションミスの発生予防のため、ご提案いただいた内容について、調達仕様書「5.4.2作業上の留意事項」の見直しを行い本公示の際に提示致します。ただし、「開発業者、保守業者が本番作業を実施するにあたっての作業条件にかかる点検」については、本番作業を開発業者や保守業者が実施することを想定していないことから、記載しないこととしています。 |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所         |                | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|----|------------------|----------------|----|---|--|
|    | 頁                | 章番号等           |    |   |  |
| 34 | 調達仕様書<br>P39     | 5.1.2          | 要望 | <p>H29.1以降、運用管理対象となるシステムが増えることから、共通運管業務を円滑に履行するためには以下の職責の設置が必要と考えます。ご検討の上、必要と判断される場合には調達仕様書に明記願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各サブシステムおよび開発中のサブシステムとの整合性確保やシステムへの変更要求の受付、影響調査、変更状況の監視を実施するための職責。</li> <li>・機構様や保守業者様との定常的な報告、調整、問い合わせだけでなく、関係各所との迅速かつ効率的な情報共有のための一元的な連携窓口となる職責。</li> </ul> | <p>効率的な運管業務の遂行のため、現状の調達仕様書の記載を前提として、応札者の知見とノウハウに基づき設定のうえ、ご提案願います。</p>  |
| 35 | 調達仕様書案<br>P40    | 5.1.1          | 要望 | <p>現行の共通運用管理業者様の作業体制について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①現行の共通運用管理業者様の常駐要員数をお教えてください。</li> <li>②現行の共通運用管理業者様の主任操作員数、システム操作員数、ヘルプデスク担当数をお教えてください。</li> <li>③現行の共通運用管理業者様のその他支援要員数をお教えてください</li> <li>④現行のヘルプデスク用電話回線数（同時に電話を受けられる数）をお教えてください</li> </ol>   | <p>以下のとおり回答いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 常駐要員数は、2名。</li> <li>② 主任操作員数は2名、システム操作員数は7名、ヘルプデスク担当数は、3名。</li> <li>③ その他支援要員数は、2名（プロジェクト管理及びセキュリティ管理担当）。</li> <li>④ ヘルプデスク電話回線数は、1回線。</li> </ol> |
| 36 | 調達仕様書案<br>P42    | 5.2.2<br>(1)   | 要望 | <p>「統括責任者」のほかに、適正なプロジェクト管理を実施するためのリーダーを専任で配置すること、と記載がありますが、このリーダーは「主任操作員」との兼務を認めないものとして明確に規定していただけますようお願いいたします。</p>   | <p>効率的な運管業務の遂行のため、リーダーと主任操作員との兼務は認めることとしており、現状の調達仕様書の記載を前提として、応札者の知見とノウハウに基づき設定のうえ、ご提案願います。</p>  |
| 37 | 調達仕様書案<br>P43    | 5.3.5          | 要望 | <p>受託者にてヘルプデスク業務を行うために必要となる、問合せ内容を記録するためのツール等を準備することとなっておりますが、現在の共通運用管理業者が使用しているツール等を開示して頂けますようお願いいたします。</p>  | <p>当該成果物については、契約締結後に次期受託者へ開示をいたします。</p>  |
| 38 | 調達仕様書案<br>P43-44 | 5.3.1<br>5.3.3 | 質問 | <p>本調達の受託者が、運転監視室1及び運用監視室2に確保可能な広さについて調達仕様書に明記願います。<br/>P44の表5.3-1 機構が用意する什器等設備一覧に机・椅子の数が記載されておりますが、他受託者に割り当てられる分もあるかと想定されますので、本調達の受託者が全て利用可能ではないのかと認識しております。</p>   | <p>次期調達の受託者が使用できる運用監視室1及び2の確保可能な場所は調達仕様書「別紙5 運用監視室レイアウト案」に記載のとおり想定です。また、P44表5.3-1「機構が用意する什器等設備一覧」の机・椅子の数量については、次期調達の受託者がすべて利用可能な量を前提として記載してあります。</p>   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所      |           | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|----|---------------|-----------|----|---|--|
|    | 頁             | 章番号等      |    |   |  |
| 39 | 調達仕様書案 P44    | 5.3.5 (3) | 質問 | 『機構が提供するツールについては、「別紙1 本調達における要件 4.3.5 ソフトウェア構成」を参照のこと』との記載がございますが、参照先の内容がないように見受けられますので、参照先への記述の追加をお願いいたします。  | ご認識のとおりですので、「4.11.2 ソフトウェア構成」と調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示致します。  |
| 40 | 調達仕様書案 P44    | 表5.3-1    | 質問 | 表5.3-1で機構様が用意する什器等設備一覧が記載されておりますが、経過管理・電子決裁サブシステムや個人番号管理サブシステム（2次）の運用が開始されることに伴って設備が増加される可能性はございますでしょうか。増加される場合には、調達仕様書に想定数等を明記願います。  | 平成29年1月经過管理・電子決裁サブシステムの運用開始時は、本調達仕様書P44表5.3-1「機構が用意する什器等設備一覧」にお示したとおりとなります。個人番号管理サブシステム（2次）の運用は本調達の範囲外となりますので当該台数を記載する予定はありません。                |
| 41 | 調達仕様書案 P46-48 | -         | 質問 | 『日本年金機構再生本部報告書について（日本年金機構機ホームページ掲載。平成27年12月18日付。）』の記載事項について<br>調達仕様書案 第6章 作業の実施に当たっての遵守事項（P46～48）には、本報告書記載内容に関する記述がありませんが、今後（本調達期間中ないしは受託後）において遵守事項が追加となることはあるのでしょうか。<br>また、遵守事項が変更となり、運用管理業務に変更が必要となった場合は、どのようなプロセスで、調達もしくは運用（平成29年1月以降に変更発生した場合）に反映されるのか調達仕様書に明記願います。 | 現時点において回答することはできませんのでご了承ください。なお、遵守事項が変更となった場合は、当機構と協議することとします。   |
| 42 | 調達仕様書案 P47    | 6.3 (5)   | 質問 | 「情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的を確認し、機構へ報告すること。」とありますが、「その他の契約の履行状況」とは具体的に何を指していますでしょうか。  | その他の契約の履行状況とは、本調達にかかる契約全般の履行状況を示しております。  |
| 43 | 調達仕様書案 P49    | 7.2 (4)   | 要望 | 「機構は、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。」とありますが、機構様の検収を受けた成果物等における瑕疵、または、故意ではないものに関して、賠償責任は負わず瑕疵の修正までの対応とすべきと考えます。  | 機構の検収を受けた成果物等における瑕疵、機構の検収を受けた成果物等における故意でない瑕疵に関しましても、調達仕様書7.2（4）のとおり、機構から請求があった場合は、本受託者は、賠償責任を負うこととなります。  |
| 44 | 調達仕様書案 P50    | 7.3 (2)   | 質問 | 「機構の指示により、別途品質保証が確認できる資料を作成し、納入成果物と併せて提出すること」とありますが、「別途品質保証が確認できる資料」とは納入成果物の品質保証を確認するものでしょうか。また、検収においては全ての納入成果物の内容を機構様にて確認される認識ですが、当該資料が必要な理由及び資料の内容について具体的に調達仕様書へ明記願います。   | ご認識のとおり、別途品質保証が確認できる資料とは、納入成果物の品質保証を確認するために必要となる資料で、内容としては、納入成果物におけるオペレーション業務（ジョブ運行定義業務や非定型オペレーション業務等）が正しく処理されていることを客観的に確認又は評価することができるものとなります。 |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |         | 区分 | 意見等内容  | 回答  |
|----|------------|---------|----|--|---|
|    | 頁          | 章番号等    |    |  |   |
| 45 | 調達仕様書案 P50 | 7.3 (1) | 要望 | 『機構が行う納入物の検査作業は、～に示す納入期日までに行うものとする。なお、検査作業には、10日程度の期間を要するものとする。』との記載がございます。<br><br>上記期間内に年金機構様の検査が完了しなかった場合、当該納入物は年金機構様が検査完了したものとみなし、当該納入物の検査期間満了をもって、年金機構様の検査が完了したものとさせていただきますよう宜しくお願いいたします。  | 検査作業については、10日程度の期間を要するものとして、当該期間を考慮して納入物の準備を行っていただくものであるため、当該期間内に機構側で検査が完了しなかった場合でも、当該納品物の検査完了とみなされるものではありません。                  |
| 46 | 調達仕様書案 P53 | 表9.1-1  | 質問 | 主体的部分の受託業務内容の中に、「情報連携システム全体の構成管理や報告等」とありますが、「情報連携システム全体」とは何を指していますでしょうか。調達仕様書に明記願います。  | 情報連携システムは、「年金業務システム」のことを指しているため、調達仕様書の見直しを行い、本公示の際にお示しいたします。  |
| 47 | 調達仕様書案 P54 | 9.1 (5) | 質問 | 再委託先について、作業要員の国籍を記載するように示されておりますが、個人の国籍情報は、プライバシーに関わる情報であり、企業が取得し、利用するにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」ならびに関連法令等を遵守した上で取り組む必要がございます。対象となるシステム開発において、国籍情報の取得が必要となる合理的理由や利用目的等を示した上で個人からの同意を得て取得する必要がありますが、企業は個人に対し、また弊社は当該企業に対し、情報の提供を強要することはできず、同意を得られない可能性もあると考えているため、国籍は記載対象から除外していただけますようお願いいたします。 | 国籍に関する情報の確認は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成26年度版）」の規定により実施するものであり、主に委託事業に対して外国政府からの影響を受けるおそれが十分排除されているかなどの点を確認することを目的として求めているものです。 |
| 48 | 調達仕様書案 P54 | 9.2 (2) | 要望 | 機構様が不適切と判断された場合は再委託先を承認しないことができるとありますが、業務開始直前または業務開始後に承認されなくなった場合、共通運管業務の実施に重大な影響を及ぼすことが想定されます。つきましては、再委託先承認の判断基準及びプロセスについて事前に開示していただけますようお願いいたします。  | 再委託先承認の判断基準及びプロセスについては、調達仕様書の「9.1再委託の制限及び再委託を認める場合の条件」、「9.2 承認手続」にてお示しているとおりで。  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |                       | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|----|------------|-----------------------|----|---|--|
|    | 頁          | 章番号等                  |    |   |  |
| 49 | 調達仕様書案 P54 | 9.2 (3)               | 要望 | <p>調達仕様書案に以下の記載がございます。</p> <p>『1再委託の承認を受けた場合は、速やかに次の事項を含む契約を再委託先と締結し、機構が求めた場合には、その契約書の写しを提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者が負うものと同様以上の守秘義務等の条件</li> <li>・機構が必要と認めた時は、再委託先に対して直接監査、調査等を行うことができること。』 <p>再委託先と締結した契約書（写し）の提出について、1に記載の「受託者が負うものと同様以上の守秘義務等の条件」および「機構が必要と認めた時は、再委託先に対して直接監査、調査等を行うことができること。」を遵守していることが確認できる範囲のみの提出とさせていただきますようお願いいたします。</p> </li></ul> | <p>本記載は、「再委託の承認を受けた場合は、速やかに次の事項を含む契約を再委託先と締結し、機構が求めた場合にはその契約書の写しを提出すること」としています。そのため、要望の事項のみでは当該要件を満たさないものと判断されます。</p>  |
| 50 | 調達仕様書案 P56 | 10.1                  | 要望 | <p>「本調達の受託業務の内容を変更する必要があるとき、または仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したときは、機構と本受託者が協議する」とありますが、協議の結果、受託業務が追加となる場合においては対応費用についても追加可能であることを調達仕様書に明記していただきますようお願いいたします。</p>  | <p>過去の実績及び現行システムの改修予定より、見積りが可能となるよう明示しており、大幅な変更が発生することは無い見込みですので、変動に対する追加費用は発生しないものと考えています。</p>  |
| 51 | 別紙1 P4-5   | 表4.3-1<br>～<br>表4.3-2 | 質問 | <p>規模に関する事項について、表4.3-1、表4.3-2について、変更の可能性について記載されておりますが、確定は何時になりますでしょうか。作業見積り条件となるためご教示願います。</p> <p>また、表4.3-3の内容についても調達仕様書公示までに確定いただくよう宜しくお願いいたします。</p>  | <p>H29.1からの経過管理・電子決裁サブシステムの利用者数が厚生年金保険を担当する利用者数のみであったため、次のように訂正します。</p> <p>なお、利用者の増減や拠点の増減による変動は、業務開始以降も発生します。</p> <p>H29.1利用者数39,000⇒約17,000人<br/>最大同時接続数25,000⇒約11,000人<br/>平均同時接続数4,000⇒約1,800人</p> |
| 52 | 別紙1 P7     | 表4.6-1 ①              | 質問 | <p>機器増設作業、設定変更等の作業完了後の業務ソフトウェアの動作確認を本受託者にて実施することとなっておりますが、その手順については、保守業者等から事前に提供される認識でよろしいでしょうか。</p>  | <p>当機構より提示します。</p>   |
| 53 | 別紙1 P7     | 表4.6-1                | 質問 | <p>表上の実施内容「(※)」の注釈について、注意書きとしての記載だと考えられますが、記載がございませんので、記載いただけますようお願いいたします。</p>  | <p>記載誤りですので「(※)」については削除します。</p>  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所      |              | 区分 | 意見等内容  | 回答   |
|----|---------------|--------------|----|--|--|
|    | 頁             | 章番号等         |    |  |  |
| 54 | 別紙1<br>P7     | 4.10.2       | 要望 | 各種ログを取得・分析することで、想定外の外部からのアクセスを事前に検知し、重大なインシデント発生時のリスクを低減することが可能と考えます。<br>各種ログの取得・分析作業を本受託者の役割として、追加すべきと考えておりますので、ご検討の上調達仕様書に明記願います。        | 要望の役割に関する内容については、総合評価基準表の任意項目として提示します。   |
| 55 | 別紙1<br>P12    | 4.12         | 質問 | テスト支援の対象について表4.12-1及び表4.12-2に記載されております。本支援の作業回数や1回あたりの作業時間について予め明らかになっておりますでしょうか。明らかになっているようでしたら、調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。                 | 現段階では作業回数については明確になっていません。  |
| 56 | 別紙1<br>P12-13 | 4.12<br>4.13 | 質問 | システム構成変更、制度改正に伴うアプリケーションソフトウェアの変更対応について、今回の受託期間中の想定される実施回数について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。  | 毎月1回程度、軽微な作業が発生する可能性があります。<br>制度改正に伴うアプリケーションソフトウェアの変更対応については、現段階では確定できない点もあるため増減の可能性はあります。<br>調達仕様書にその旨明記します。<br><br>統計・業務分析サブシステムについては、毎月1回程度、軽微な作業が発生する可能性があります。<br>経過管理・電子決裁サブシステムと個人番号管理サブシステム（1次）につきましては、現段階では想定できません。 |
| 57 | 別紙1<br>P12    | 4.12         | 質問 | 表4.12-1テスト支援の作業内容「②本番環境において、テストを実施する上で必要となるシステム操作（環境設定等）」と御座いますが、こちらの手順は機構様よりご提示頂けるという認識で宜しいでしょうか。作業実施手順の提示方法について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。 | 既定のオペレーション以外のシステム操作の手順書については、テストの主体業者が作成したものを当機構から提示します。   |
| 58 | 別紙1<br>P12    | 4.12         | 要望 | 表4.12-2テスト支援のスケジュール（予定）に実施時期を記載して頂いておりますが、運用業者にて実施するオペレーションの発生回数予定を調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。   | 現段階では明確になっていないため明記できません。実施内容については、「表4.12-1 テスト支援の作業内容」を参考にしてください。  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |               | 区分 | 意見等内容   | 回答  |
|----|------------|---------------|----|---|---|
|    | 頁          | 章番号等          |    |   |   |
| 59 | 別紙1<br>P12 | 4.12          | 要望 | 表4.12-1テスト支援の作業内容「③データ作成ツールを利用した、本番環境からのマスキングデータの提供」と御座いますが、こちらの手順は機構様よりご提示頂けるとの認識で宜しいでしょうか。作業実施手順の提示方法について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。  | マスキングデータの作成手順は、経過管理センターハード納入業者が作成したものを、システム運用マニュアルとともに次期共通運用管理業者へ経過管理サブシステム稼働前の引継ぎにて展開されます。 |
| 60 | 別紙1<br>P13 | 4.12          | 要望 | 表4.13-1移行支援の作業内容内「②リリース対象となる稼働済み本番環境機器のバックアップ」と御座いますが、こちらの手順は機構様よりご提示頂けるとの認識で宜しいでしょうか。作業実施手順の提示方法について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。  | システムバックアップの手順に関するマニュアルについては、当機構から提示します。   |
| 61 | 別紙1<br>P13 | 4.13          | 要望 | 表4.13-1移行支援の作業内容内「③本番環境へのリリース作業（移行判定会議で承認済み案件）」と御座いますが、こちらの手順は機構様よりご提示頂けるとの認識で宜しいでしょうか。作業実施手順の提示方法について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。   | 設計・開発業者が作成した手順書は、当機構から提供します。  |
| 62 | 別紙1<br>P13 | 4.1.3         | 要望 | 表4.13-2移行支援のスケジュール（予定）を記載して頂いておりますが、運用業者にて実施するオペレーションの発生回数を調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。  | 現段階では明確になっていないため明記できません。実施内容については、「表4.12-1 テスト支援の作業内容」を参考にしてください。                           |
| 63 | 別紙1<br>P14 | 項番<br>3・4・6・7 | 質問 | 共通運用管理業務の契約期間について平成29年11月27日迄と記載されていますが、別紙1P14の『経過管理・電子決裁サブシステム（個人番号対応）本番移行対応』及び『個人番号管理サブシステム（2次）本番移行対応』において、実施時期として平成29年12月までの対応が記載されています。データ移行及び移行リハーサルの実施途中において、作業の引継ぎを実施する前提でよろしいでしょうか。 | 「データ移行」及び「移行リハーサル」については本受託者の役務となります。契約期間を超えて実施することはありません。調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示いたします。         |
| 64 | 別紙1<br>P15 | 4.14.1        | 要望 | 現行の共通運用管理業者からの運用業務の引継ぎに関して、調達の公平性を保つ為、以下の通り調達仕様書に追記願います。<br>「業者決定後の引継ぎ期間について、不明点等の解決にあたっては現行共通運用管理業者が全面的に支援するものとする。」  | 現共通運用管理業者からの次期受託者への引継に関する役務は、現共通運用管理業者の役務になります。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |        | 区分 | 意見等内容   | 回答  |
|----|------------|--------|----|---|---|
|    | 頁          | 章番号等   |    |   |   |
| 65 | 別紙1<br>P15 | 4.14   | 質問 | <p>本業務は難易度の高い役務であると理解しております。そのため、本役務遂行上の最大のポイントは引継期間（約2か月間）内で確実な引継を完了させることと理解しています。つきましては、調達の段階において引継が可能か応札者にて判断させることが肝要であり、応札者が引継可否を判断する上で、以下の点についてご回答いただけますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎ元となる業者</li> <li>・引継ぎ内容、引継ぎ対象資料(資料名・資料概要)</li> <li>・引継ぎの方法やスケジュールに関する条件(引継ぎ元への直接目付随時の問合せは可能か、引継ぎ実施可能な時間帯等)</li> <li>・引継ぎ元の責による履行不十分(引継ぎ元の資料・情報開示が不十分、引継ぎ元が通常業務繁忙等を理由に十分な引継ぎ期間を確保しない等)により期間内に引継ぎが完了しない場合の対応方針(引継ぎ期間の延長等)</li> </ul> | <p>次期受託者は必ず引継を実施していただきます。</p> <p>現共通運用管理業者からの引継実施計画書及び経過管理・電子決裁サブシステムの引継実施計画書については、次期受託者の決定時後に次期受託者に対して提示します。</p> <p>また、現共通運用管理業者が準備期間中に引継を受けた際の引継実施計画書については、技術資料として開示しますので参考にしてください。</p>   |
| 66 | 別紙1<br>P15 | 4.14   | 要望 | <p>「4.14.2 設計・開発業者及び現行の共通運用管理業者からの運用業務の引継」に記載の通り、現行の共通運用管理業者から本受託者に対しては、座学、実技等、引継内容に応じた引継方法にて、引継ぎをうけると理解しています。本受託者から次期共通運用管理業務受託者に対しても、同様の引継ぎを実施する認識でよろしいでしょうか。引継ぎの範囲、実施方法について具体的に調達仕様書に明記願います。</p>   | <p>ご認識の通り、座学、実技等、引継内容に応じた引継方法にて実施します。</p> <p>現共通運用管理業者が、基盤開発業者等から実機での引継が行われていないシステム運用操作がありますが（マニュアルは提供されています）、次期受託者が初回作業時に基盤業者の立会いのもと引継ぎを兼ね作業を実施するものとします。</p> <p>引継内容及び方法については、前年分の技術資料の引継計画書を参照してください。</p> <p>また、本業務の引継計画書は契約締結後に、次期受託者に機構から提示します。</p>                                   |
| 67 | 別紙1<br>P15 | 4.14.1 | 質問 | <p>運用業務項目および関連業者との役務分担において、H29.1より開始される新規運用項目を除き、前年度より実施していた運用業務については原則として前年の運用内容、作業範囲を踏襲する想定でよろしいでしょうか。</p> <p>また変更が行われる場合は、変更後の運用想定で現行の共通運用管理業者様より引継ぎを実施いただく想定でよろしいでしょうか。引継ぎの内容及び方法について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。</p>  | <p>増となった作業範囲を含めて現共通運用管理業者から引継ぎが行われます。作業については、「別紙6 関連業者との役割分担表」に明記しています。</p> <p>現共通運用管理業者が、基盤開発業者等から実機での引継が行われていないシステム運用操作がありますが（マニュアルは提供されています）、次期受託者が初回作業時に基盤業者の立会いのもと引継ぎを兼ね作業を実施するものとします。</p> <p>引継内容及び方法については、前年分の技術資料の引継計画書を参照してください。</p> <p>また、本業務の引継計画書は契約締結後に、次期受託者に機構から提示します。</p> |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |                  | 区分 | 意見等内容  | 回答  |
|----|------------|------------------|----|--|---|
|    | 頁          | 章番号等             |    |  |   |
| 68 | 別紙1<br>P15 | 4.14.1<br>4.14.2 | 質問 | <p>平成27年8月に入札公告運用管理業務の調達仕様に記載されており、現行の共通運用管理業者から引継ぎを受ける内容について、役務期間内に実施される機会の無かった運用手順を含め、全ての運用業務について引継ぎを受ける認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本業務を受託する次期共通運用管理業者への引継ぎについても、同様の範囲で引継ぎを行う想定でよろしいでしょうか。引継ぎの内容及び方法について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。</p>  | <p>増となった作業範囲を含めて現共通運用管理業者から引継ぎが行われます。作業については、「別紙6 関連業者との役割分担表」に明記しています。</p> <p>現共通運用管理業者が、基盤開発業者等から実機での引継が行われていないシステム運用操作がありますが（マニュアルは提供されています）、次期受託者が初回作業時に基盤業者の立会いのもと引継ぎを兼ね作業を実施するものとします。</p> <p>引継内容及び方法については、前年分の技術資料の引継計画書を参照してください。</p> <p>また、本業務の引継計画書は契約締結後に、次期受託者に機構から提示します。</p> |
| 69 | 別紙1<br>P16 | 5.1.2            | 提案 | <p>週次・月次報告だけでなく、進捗遅れの回避や早期懸案解決を目的とした日次報告のための会議・報告会が必要と考えます。実施内容のご検討の上、調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。なお、弊社が考える案を以下に記載しますが、本朝会夕会については端末運用管理業者と同時に実施いただくことで効果的と考えますが、ご検討をお願いいたします。</p> <p>【朝会】</p> <p>①前日の夕会以降に発生したインシデント及び問合せの状況の共有、及び残インシデント、問い合わせの明確化</p> <p>②前日の夕会以降に実施した運用作業イベントの実績の報告、及び当日の運用作業イベントの共有</p> <p>【夕会】</p> <p>①当日朝会以降に発生したインシデント及び問合せの状況の共有、及び残インシデント、問い合わせの明確化</p> <p>②当日朝会以降に実施した運用作業イベントの実績の共有、当日の夜間帯の作業の共有</p> | <p>打合せ等が必要の際に、機構と協議のうえ速やかに開催していただきます。</p> <p>現共通運用管理業者とは、システム運用部職員と朝会を実施しています。</p>  |
| 70 | 別紙1<br>P16 | 5.1.2            | 提案 | <p>一般的な運用管理業務として、受託者間を始めとして、機構様内においてもシステム運用部だけではなく基幹システム開発部や事業企画部門等との連携が本来は必要であるものと考えております。については、システムの安定運用に向け、機構様内部での情報共有や受託者を含めた情報共有の実施についての明確なルールの策定及び実施が必要と考えます。</p> <p>新規のサブシステムの稼動に伴うステークホルダーの増加により、これらコミュニケーションルールの重要度も増すと考えられますため、業者間の会議体等に関するコミュニケーションルールや運用フロー等の整備についてご検討いただき、役割分担について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。</p>   | <p>コミュニケーションルールや運用フロー等については、報告フォーム等の作成及び見直しを行ってください。</p> <p>役割分担については、「別紙6_関連業者との役割分担表」を確認してください。</p>   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所                    |         | 区分 | 意見等内容  | 回答  |
|----|-----------------------------|---------|----|--|---|
|    | 頁                           | 章番号等    |    |  |   |
| 71 | 別紙1<br>P16-                 | 第5章     | 提案 | <p>第5章には、本番環境および検証環境にかかる作業スケジュール調整に関して記載がされていない認識です。</p> <p>今後、稼働システム（サービス）増加、開発輻輳及び関連業者増加が見込まれる状況において、休日の突発的な本番運用、休日・夜間のメンテナンス、設備追加工事等、本番運転・開発計画に影響を与えないよう、共通運用管理者が関連業者と作業内容を主体的に確認・調整した上で、スケジュール案を機構様に判断（決定）頂くことが本番運用安定化には必須と考えます。</p> <p>共通運用管理者が作業スケジュールの主体的な調整を行うことについて、調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。</p> | <p>共通運用管理者が作業スケジュールの主体的な調整を行うことを「4.6 拡張に関する事項」、「4.12 テストに関する事項」、「4.13 移行に関する事項」の「実施内容」に明記します。</p>   |
| 72 | 別紙1<br>P16-53<br>及び<br>技術資料 | 5.3～5.5 | 質問 | <p>本項に示す各業務項目について、技術資料「（参考） 2016年 業務別件数一覧（3月まで）.pdf」にて対応実績件数を記載いただいている認識です。</p> <p>見積もりにかかる前提を明確とするため、一覧に記載の各項目について、件数のカウント基準（何を持って1件と計算しているのか）をご教示いただけますでしょうか。また、業務内容について、別紙1 記載の各運用項目との対応をご教示いただけますようお願いいたします。</p>   | <p>技術資料に「件数のカウント基準」を追記します。</p> <p>また業務内容と別紙1 記載の各運用項目との対応については、「表 5.3-1 運用業務及び業務概要」を参照願います。</p>   |
| 73 | 別紙1<br>P17                  | 5.1.4   | 質問 | <p>見積もりにかかる前提を明確とするため、「検証環境の管理」において、本受託者が検証環境を対象として想定すべき運用作業について、「5.3運用業務」に示す内容より該当する項目を具体的に記載いただけますでしょうか。</p> <p>また、技術閲覧資料「（参考） 2016年 業務別件数一覧（3月まで）.pdf」記載の件数のうち、「検証環境管理業務」について作業項目の内訳、および受託期間において想定すべき実施件数について、調達仕様書への記載をお願い致します。</p>  | <p>「5.3.21 検証環境管理業務」及び「別紙6_関連業者との役割分担表」を参照願います。</p>   |
| 74 | 別紙1<br>P17                  | 5.1.5   | 質問 | <p>見積もりにかかる前提を明確とするため、「開発管理環境の管理」において、本受託者が開発管理環境を対象として想定すべき運用作業について、「5.3運用業務」に示す内容より該当する項目を具体的に記載いただけますでしょうか。</p> <p>また、技術閲覧資料「（参考） 2016年 業務別件数一覧（3月まで）.pdf」記載の件数のうち、「開発管理環境管理業務」について作業項目の内訳、および受託期間において想定すべき実施件数について、調達仕様書への記載をお願い致します。</p>  | <p>「5.3.22 開発管理環境管理業務」を参照願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発管理環境の作業項目は、「別紙6_関連業者との役割分担表」を参照願います。</li> <li>・想定件数は実績件数（総数）から想定願います。</li> </ul> |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |               | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|----|------------|---------------|----|---|--|
|    | 頁          | 章番号等          |    |   |  |
| 75 | 別紙1<br>P17 | 5.1.6         | 質問 | 見積りにかかる前提を明確とするため、「管理業務及び業務プロセスの見直し」において、H28年におけるプロセス見直しの実施及び運用マニュアル改定の実績についてご教示いただけますでしょうか。<br>また、受託期間において想定すべき実施件数について、調達仕様書への記載をお願い致します。   | 現共通運用管理業者は、運用マニュアルの改訂は行っていません。<br>運用マニュアルの改訂は、必要に応じて随時実施することになっています。受託者においてはサブシステムが増え運用範囲が広がることを考慮してください。  |
| 76 | 別紙1<br>P18 | 5.2.1         | 質問 | 見積りにかかる前提を明確とするため、表5.2-1「運用スケジュール」における分類「特定日」について、受託期間において想定すべき件数を調達仕様書への記載をお願い致します。  | 年金の日(11/30)を想定しています。   |
| 77 | 別紙1<br>P18 | 表5.2-2        | 質問 | 拠点での運用を考慮した場合、問い合わせ対応（ヘルプデスク業務）の対応時間を既存システム（社会保険オンラインシステム）と合わせる必要がある認識ですが、同期はとれているという認識でよろしいでしょうか。<br>社会保険オンラインシステムのヘルプデスク対応時間と同じ基幹業務システムである当該業務のヘルプデスク対応時間が異なる場合、緊急の問い合わせ等が開所しているヘルプデスクに集中し、拠点運用が混乱する恐れがあります。<br>また、見積精度向上のため、社会保険オンラインシステムのオンライン時間及びヘルプデスク対応時間について調達仕様書へ明記願います。 | 年金業務システムのオンライン(オンラインディレイドサービス)の終了時刻が20:30となっておりますので、問い合わせ対応（ヘルプデスク業務）の対応時間をと20:30しております。<br>また、端末運用管理業者のヘルプデスクの業務時間終了後は、拠点設備に関するヘルプデスク業務については、共通運用管理業者のヘルプデスクが受けることになります。また、拠点設備の監視についても、端末運用管理業者のサービス終了後の夜間は、共通運用管理業者が監視を行うことになります。 |
| 78 | 別紙1<br>P18 | 表5.2-2<br>項番2 | 質問 | システム監視業務については24時間の対応となっている想定ですが、端末運用管理業者のシステム監視業務は、24時間の対応でないものと想定しております。拠点ハードウェアの障害検知やウイルス検知が深夜や休日の場合、拠点職員に対しての拠点サーバ隔離（抜線）を指示をする等の対処について、役割分担を調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。  | 拠点サーバ隔離（抜線）等の作業分担については、「別紙6 関連業者との役割分担表」の項番412から項番426までに記載があります。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |                 | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|----|------------|-----------------|----|---|--|
|    | 頁          | 章番号等            |    |   |  |
| 79 | 別紙1<br>P19 | 表5.2-2<br>項番2・6 | 質問 | <p>システム監視業務、問題・インシデント管理業務が24時間365日対応である認識ですが、各アプリケーションソフトウェア保守、基盤製品保守も同様に24時間365日対応が可能なのでしょうか。</p> <p>もし各アプリケーションソフトウェア保守、基盤製品保守の保守時間帯が24時間365日ではなく限定されていた場合、保守時間帯以外で発生した場合の対応について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。</p> | <p>各アプリケーションソフトウェア保守、基盤製品保守の保守時間帯と保守時間外に障害が発生した場合の対応について調達仕様書に明記します。</p> <p>保守時間帯以外の対応については、各アプリケーション保守、製品保守ごとに対応する時間は異なります。各アプリケーション保守の対応は次のとおりとなります。</p> <p>【番号1次サブシステムのアプリケーション保守、基盤サブシステムのアプリケーション保守、番号1次・基盤サブシステムの製品保守】<br/>⇒オンライン時間以外は、翌日対応。ただし、緊急時は、電話連絡対応まで実施。</p> <p>【経過管理・電子決裁サブシステムのアプリケーション保守】<br/>⇒オンライン時間以外は、機構と調整の上決定。</p> <p>【統計・業務分析サブシステムのアプリケーション保守】<br/>⇒オンライン時間以外は、基本的には翌日対応。ただし、緊急時は、電話連絡は可能とし、対応実施については機構と調整の上決定。</p> <p>【経過管理・電子決裁サブシステム（センタ）の製品保守、統計・業務分析サブシステムの製品保守】<br/>⇒オンライン時間以外は、電話連絡は可能とし、対応については、機構と協議の上決定。</p> <p>【経過管理・電子決裁サブシステム（拠点）の製品保守】<br/>⇒オンライン時間以外は、電話連絡不可で、対応は翌日実施。</p> |
| 80 | 別紙1<br>P19 | 5.2.2           | 質問 | <p>項番2～8の休日について、項番1と同様に第二土曜日だけの認識でよろしいでしょうか。</p>  | <p>「表5.2-2 各業務の運用・保守対応時間帯」の項番7を除き、休日は、第二土曜日を含む土、日、祝日、年末年始になります。</p>  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |       | 区分 | 意見等内容  | 回答  |
|----|------------|-------|----|--|---|
|    | 頁          | 章番号等  |    |  |   |
| 81 | 別紙1<br>P23 | 5.3   | 要望 | 見積もりにかかる前提を明確とするため、表5.3-1「運用業務及び業務概要」における「No.16 媒体交換業務」に関する以下条件について、調達仕様書への記載をお願い致します。<br>①想定すべき交換テープ本数<br>②テープ交換に必要な所要時間<br>③受託期間において想定すべき実施件数  | 実績の時間、交換テープの本数及びH29.1からの受託期間中に想定される交換テープ本数を明記します。<br><br>現在の媒体交換作業<br>交換サイクル：週次、交換本数：53巻 作業時間：5.75時間（交換からキャビネットに格納まで）<br>H29.1以降は、交換の媒体が日次で36巻、週次で95巻増える想定です。 |
| 82 | 別紙1<br>P25 | 5.3.5 | 質問 | アカウント管理について、アカウント及びパスワードの変更周期は、H28.1以降の実績をご教示願います。また、今後想定される頻度についても調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。   | 現状では、3カ月周期にて運用保守端末、監査システム等のアカウント変更作業が発生するため別紙に記載します。<br>※現共通運用管理業者の作業においては、作業員3人で土日を利用し実施しました。  |
| 83 | 別紙1<br>P25 | 5.3.5 | 要望 | ②バッチ適用<br>(b) ウィルスパターンファイルにおいて、「受託者が、原則、日次で取得し」との記載がありますが、<br>(a)バッチ適用ポリシーにおいて、「機構内には、インターネット接続環境がないため、バッチの取得についてはこの点を考慮すること」と記載されています。<br>機構本部よりインターネット接続が制限されている状況ではパターンファイルの取得が行えないため、インターネット接続が許可されるまでの対応についてご検討いただき、調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。 | 「別紙11_バッチ、ウィルスパターン適用ポリシー」の記載通り、共通運用管理業者が日次でパターンファイルも持ち込むこととなります。  |
| 84 | 別紙1<br>P25 | 5.3.6 | 要望 | 「運用データ管理業務」について、外部記憶媒体の管理業務のみ記載されていますが、技術資料「基本設計書 運用仕様 第5章」の当該項目の欄には、「運用管理データ収集業務」等の業務も含まれています。<br>運用報告に用いるためのサーバの稼働状況等を報告するための業務については運用上必要と想定されるため、当該運用項目に追加いただけますようお願いいたします。   | 運用報告に用いるためのサーバの稼働状況等を報告するための業務である「運用管理データ収集業務」は、「5.3.1 稼働管理業務」にて実施するため、運用データ管理業務には記載しません。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所   |              | 区分 | 意見等内容  | 回答  |
|----|------------|--------------|----|--|---|
|    | 頁          | 章番号等         |    |  |   |
| 85 | 別紙1<br>P26 | 5.3.8        | 提案 | <p>問題・インシデント管理業務においてオンライン業務が開始されることに伴い、各保守業者と連携してインシデントの早期解決が必要になると考えております。品質向上および安定運用に向け、現在の調達仕様書案には記載されていない以下の作業について、調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各保守業者が実施する障害解析、暫定復旧等の対応の進捗管理（システム運用部様への障害の対応状況に係る定期報告等）</li> <li>・一次解析した結果、原因を調査依頼した業者から問題ない旨の報告を受けた場合においても、再度事象を解析し、異なる業者へ調査を依頼する（エスカレーション）作業</li> </ul> | 「5.3.8 問題・インシデント管理業務」に提案の指摘内容と同様の作業が記載されています。   |
| 86 | 別紙1<br>P26 | 5.3.8        | 質問 | インシデントとは、自然災害（地震、落雷等による突発的な停電）によって引き起こされた事象も含まれますでしょうか。含まれる場合は、対応方法について調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。   | 自然災害等により拠点が業務不能になった場合の対応方法等は、災害規模によっても異なるため、その都度機構と協議することとします。  |
| 87 | 別紙1<br>P26 | 5.3.8        | 質問 | 「問題・インシデント管理業務」において、拠点設置機器に障害事象が発生した場合の具体的な対応内容について、調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。  | 障害発生時の共通運用管理業者と端末運用管理業者の作業内容を別紙に追記します。  |
| 88 | 別紙1<br>P26 | 5.3.8        | 要望 | <p>重大セキュリティインシデント発生時には、セキュリティに関する高度技術保持者による支援が必要となるケースが想定されます。</p> <p>本調達の受託者は社内にセキュリティに関する専門部署・高度技術保持者を有し、速やかに支援を受けられる体制を構築できることを、本調達応札の条件として規定することをご検討いただき、調達仕様書へ明記願います。</p>   | 調達仕様書(案)の「5.2作業員に求める資格要件」にて、本業務の作業要員について記載しています。  |
| 89 | 別紙1<br>P26 | 5.3.8<br>(2) | 質問 | <p>「問題・インシデント管理業務」において作成する資料について、ご教示願います。</p> <p>「重大なインシデントが発生した場合の重大度の判別方法、連絡体制、対応方法」については、新たに設計・開発業者より引継ぎを受けた内容を除いて、原則として現行の共通運用管理業者様から引継ぎを受けた時点（～平成29年1月4日まで）の内容を使用する想定でよろしいでしょうか。</p> <p>また、「セキュリティインシデントが発生した際の復旧、再発防止」については、現行の共通運用管理業者様から引継ぎを受けた内容をもとに、本受託者にて文書化を行う旨を調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。</p>  | <p>・「重大なインシデント」の引継ぎに関しては、ご認識の通りです。</p> <p>・「セキュリティインシデントが発生した際の復旧・再発防止」については、調達仕様書(案)のP47「6.3 情報セキュリティ管理」の章にて対処方法を確立し機構へ報告する旨記載しています。</p> |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番 | 仕様書の該当箇所      |                 | 区分 | 意見等内容   | 回答  |
|----|---------------|-----------------|----|---|---|
|    | 頁             | 章番号等            |    |   |   |
| 90 | 別紙1<br>P26P30 | 5.3.8<br>5.3.18 | 提案 | オンライン業務が開始されることに伴い、機構様からの問い合わせ及びインシデントの早期解決が求められるものと認識しておりますが、インターネット環境が使用できない想定のもと、各保守業者と正確なかつ迅速な情報共有（口頭ではなく、文書による共有）が必須となると考えております。実施方法についてご検討いただき、調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。                                      | Faxを用意願います。Faxが用意できない場合は、電話連絡をしていただくことになります。<br>・共通運用管理業者の作業環境は、受託者が当機構へ申請した後自費にて導入していただくことになります。<br>例えば、自社と専用線で接続し自社の環境から情報を発信する等、セキュリティを重視した方法等を提案していただきたい。 |
| 91 | 別紙1<br>P27    | 5.3.8<br>⑧      | 質問 | 開発管理環境において障害が発生した場合、本受託者が対応することと記載がありますが、H28年1月以降における現行の共通運用管理業者にて対応した開発管理環境の障害実績についてご提示願います。   | P33「5.3.22開発管理環境業務」に、H28のインシデント件数を記載します。  |
| 92 | 別紙1<br>P28    | 5.3.11<br>(3)   | 質問 | 「開発受託者及び保守業者から納品された～納品成果物管理台帳を作成し、納品された成果物及び納品メディア（DVD等）の保管場所等を管理するとともに、機構からの依頼に基づき、管理対象となっている成果物の払い出しを行う」旨の記載がございます。成果物の払い出しの作業は、平成28年1月以降現行の共通運用管理業者様の対応実績についてご教示願います。また、今後想定される頻度についてもご教示いただけますようお願いいたします。       | 成果物の払い出しの作業は、ありません。当該記載部分を削除します。  |
| 93 | 別紙1<br>P28    | 5.3.12.1        | 質問 | 別紙7 サービスレベル設定項目（案）に記載されている事項は、現在の運用管理業務において設定されているサービスレベルと同一と理解してよろしいでしょうか。現在のサービスレベル設定項目および遵守状況を参考までご教示いただけないでしょうか。  | 同レベルではありません。別紙7は案として掲載しています。  |
| 94 | 別紙1<br>P29    | 5.3.13          | 要望 | リリース管理業務は、アプリケーション保守業者及び基盤・ハードウェア保守業者の検証結果と手順書に従って実施するものと認識しています。検証の結果、リリース作業に係る作業量が著しく多い際は、対応費用について機構様と協議可能とする旨を調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。  | 本調達の委託業務の内容を変更する必要性が生じた際の対応については、本調達仕様書（案）の「10.1委託業務の留意事項」に記載しておりますので参照ください。  |
| 95 | 別紙1<br>P30    | 5.3.18<br>(2) ① | 質問 | 「平成28年1月からの運用業務で蓄積された過去障害対策情報（ナレッジツール）等を使用すること」の記載がありますが、故障摘出時の運用フロー、故障復旧時間、原因、原因に対する再発防止、再発防止策の各受託者の横並び状況などどのような形式で引き継がれるのでしょうか。引き継ぎ方法について調達仕様書に明記いただけますようお願いいたします。<br><br>また、管理内容について事前にサンプルを確認させていただくことは可能でしょうか。 | 各障害に対する直接原因、暫定対応、恒久対応は過去障害対策情報（ナレッジツール）等に記載しています。根本原因、再発防止策等については、可能な限り関連業者にヒアリングして記載することとしています。過去障害対策情報（ナレッジツール）等については、契約締結後に提示します。                          |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所   |                 | 区分 | 意見等内容  | 回答   |
|-----|------------|-----------------|----|--|--|
|     | 頁          | 章番号等            |    |  |  |
| 96  | 別紙1<br>P30 | 5.3.18<br>(2)①  | 質問 | 「平成28年1月からの運用業務で蓄積された過去障害対策情報等を使用すること」との記載がありますが、本情報は何処にどういった形式で保管されていますでしょうか。平成28年12月時点において何件程度蓄積されているのかについても、ご教示の程宜しくお願いいたします。<br>ヘルプデスクの作業見積もりにおける基礎数値として用いることで見積もり精度向上を進めたいと考えておりますので、ご教示の程宜しくお願いいたします。<br>また、登録内容について事前にサンプルを確認させていただくことは可能でしょうか。 | 次期受託者決定時に、誓約書の提出を以って開示します。<br>運用業務におけるインシデント等の蓄積はありますが、ヘルプデスク業務が現共通運用管理業者において実施していないため、特に引き継ぐナレッジはありません。 |
| 97  | 別紙1<br>P31 | 5.3.19          | 要望 | 研修の実施結果を機構様に報告することが今回の役務として記載されておりますが、必ず報告すべき事項、観点について規定いただき、調達仕様書に明記願います。   | 研修結果報告書について必ず報告していただきたい項目については、実施日時、実施内容、実施方法及び受講者の氏名になります。  |
| 98  | 別紙1<br>P34 | 5.4             | 要望 | 作業品質確保のため、本番作業前は緊急時であっても統括責任者が資材や手順を確認し、承認するプロセスが必要と考えますので、ご検討の上調達仕様書に明記願います。  | 休日または夜間の緊急時において当機構職員が不在の場合、統括責任者または主任操作員が当機構職員に電話連絡して対応を協議することとなります。この協議に基づく承認行為につきましては、翌営業日に行っていただきます。  |
| 99  | 別紙1<br>P35 | 5.4.1.2<br>(2)④ | 要望 | 「機構の指示に基づき開発中のシステムに対するテストデータの提供を行うこと。データの作成は、所定のマスキングデータ作成機能を使用して実施すること。」の記載がありますが、テストデータの提供頻度及びマスキングデータ作成機能について調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。  | サブシステム又は開発中のシステムの数につき2～3回程度想定しております。また、当該製品のマニュアル等は、経過管理・電子決裁サブシステムのハードウェア（センター設備）納入業者から提供されます。          |
| 100 | 別紙1<br>P36 | 5.4.2           | 提案 | 「イベント監視業務」について、現在は障害アラート発生に伴ってコンソールを確認するような運用が想定されていますが、オンライン処理の稼動に伴い、決められた時刻に特定のイベント（オンライン開局、閉局処理の完了など）を目視確認する等、定期的な監視確認を行う必要が発生することが考えられます。イベント監視業務において上記の対応も必須とするよう、調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。   | 「イベント監視業務」において、オンラインの開局、閉局処理の確認はもっとも重要な項目で一般的なものと認識しているため、敢て記載しないこととします。                                 |
| 101 | 別紙1<br>P48 | 5.5.3           | 要望 | 情報セキュリティ管理計画書を提出することが今回の役務として記載されておりますが、必ず記載すべき事項、観点について規定いただき、調達仕様書に明記願います。   | 調達仕様書（案）の「6.3情報セキュリティ管理」を参照願います。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所    |             | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|-----|-------------|-------------|----|---|--|
|     | 頁           | 章番号等        |    |   |  |
| 102 | 別紙2<br>P16  | 5.1.2       | 質問 | コミュニケーション管理に関する記載のうち「なお、平成28年1月時点、機構内においてはインターネット環境が使用できないため、コミュニケーション管理は、インターネット環境を使用できないという想定の下で行うものとする。」との記載が御座いますがインターネットを使用できる環境になる予定はございますでしょうか。  | 現段階ではありません。  |
| 103 | 別紙6<br>P1   | 項番47        | 質問 | 「H29.1からH29.11末までの運用・保守」において、「保守業者（統計、業務分析）」は作業分担が設定されておりますが、「保守業者（経過管理、番号一次、基盤）」が作業分担が設定されておらず網掛けされております。共通運用管理業者との連携が発生するものと想定されますので、「保守業者（経過管理、番号一次、基盤）」の作業分担について調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。 | H29.11までは、各開発業者が保守を行うこととなっています。そのため、現段階では作業分担を設定していません。  |
| 104 | 別紙6<br>P1   | 項番50・<br>51 | 要望 | 本番環境及び検証環境のスケジュール調整について、個人番号管理サブシステム（2次）の関連業者に○が付いていませんが、テスト実施の際に共通運用管理業者との調整が必要である認識ですので、調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。   | ご指摘のとおり、調整作業が発生しますので「別紙6_関連業者との役割分担表」を訂正します。<br>・No.433⇒移行支援を○に訂正<br>「個人番号管理サブシステム（2次）に係る設計・開発及びハードウェア等納入業者」<br>「経過管理・電子決裁サブシステム（個人番号対応等）に係る設計・開発業者」<br>・No.432⇒「テスト支援」を追加し○を追記します。<br>「個人番号管理サブシステム（2次）に係る設計・開発及びハードウェア等納入業者」<br>「経過管理・電子決裁サブシステム（個人番号対応等）に係る設計・開発業者」 |
| 105 | 別紙6<br>P1   | 項番50・<br>51 | 質問 | スケジュール調整/展開に伴って、各受託者を跨った打合せ等を実施することがあるかと思いますが、その際の議事録の作成や課題の状況管理の実施主体について調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。  | 共通運用管理業者が主体となって開催する会議は、共通運用管理業者が議事録を作成することになります。調達仕様書(案)「表3.2-1 納入成果物、作業内容とSLCP-JCF2013との対応関係」及び別紙1「5.5.22 議事録の作成」を参照願います。   |
| 106 | 別紙6<br>P1-9 | 全般          | 要望 | 4月28日に「年金業務システム（経過管理・電子決裁サブシステム（個人番号対応等））に係る設計・開発等業務及びアプリケーションソフトウェア保守業務」の資料招請が公示されていますが、当該業者も本調達に影響すると想定しますので、調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。  | 「別紙6_関連業者との役割分担表」に「経過管理・電子決裁サブシステム（個人番号対応等）に係る設計・開発業者」の分担表を追記します。  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所   |  | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|-----|------------|--|----|---|--|
|     | 頁          | 章番号等   |    |   |  |
| 107 | 別紙6<br>別紙8 |  | 質問 | 別紙6及び別紙8では、運用管理にかかる各種作業の作業内容、作業主体が記載されています。別紙6では、承認行為については、厚生労働省様・日本年金機構様が作業主体(◎)とされていますが、別紙8では「承認」「判断」行為について、共通運用管理業者の作業とされているものと読み取れる箇所があります。<br>ご承認、実施判断については、発注者様の行為と考えますが、今回の表記となった背景・理由についてご教示願います。<br>例えば、別紙8の18-12～18-14については、新規リリースにかかる事前保証～本番リリースにかかる承認であり共通運用管理業者では実施不可との認識です。 | 別紙8にある承認担当者は、運用管理責任者を指しており、これは当機構職員となります。  |
| 108 | 別紙8<br>P8  | No.21  | 質問 | 訓練・研修業務において、セキュリティ教育、システム操作教育の他に災害復旧時の対応教育も含まれておりますが、別紙1の5.3.19の記載上にはそれらが含まれておりません。訓練・研修業務に災害復旧時の対応教育は含める認識でよろしいでしょうか。<br>また、訓練・研修業務に災害復旧時の対応教育の具体的な内容についても調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。  | 災害復旧時の対応教育については、セキュリティ教育、システム操作教育同様に次期受託者が必要と思われる復旧作業を想定し、機構と協議のうえ計画を策定し実施結果を報告してください。             |
| 109 | 別紙9        | 全般   | 質問 | 応札業者間による前提条件を統一するために、各オペレーション内容について、オペレーション時間(準備作業含む)の実績を本調達の際には調達仕様書に明記いただきますようお願いいたします。   | H28年の実績を、技術閲覧資料「(参考) 2016年 業務別件数一覧(3月まで).pdf」に追記します。   |
| 110 | 別紙11<br>P1 | 表11-1  | 質問 | ※1の記載内容から、インターネット接続端末を受託者で用意するという認識でありますが、受託者でスタンドアロンの端末を用意し、運用監視室内でWi-Fi等の無線でインターネット接続して利用することは可能でしょうか。  | インターネット接続端末を受託者で用意するのはなく、受託者がパッチ類、パターンファイルを自社にて取得し当機構へ提供する取扱いとしています。<br>当機構内でインターネット接続を行うことはできません。 |
| 111 | 別紙6        | No.292,<br>293<br>No.338,<br>340<br>No.324,<br>328 | 要望 | ファームウェア適用(No.292,293)および計画停電(No.338,340)、ウィルスパターンファイル適用(No.324,328)について、サブシステム間(経過サブ/番号サブ-統計サブ)で、保守業者と設計・開発業者の役務内容に差が見られます。<br>本来共通運用管理業者においては、対象サブシステムに寄らず同一のサービスを実施すべきと考えられますため、役務範囲の見直しについてご検討いただきたく、お願い申し上げます。  | 各サブシステムとも同じウィルス対策ソフトを使用しています。そのため、統計・業務分析サブシステムの「ウィルス対策ソフトのパターンファイルの取得」を記載しませんでしたので追記致します。         |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所 |                  | 区分 | 意見等内容  | 回答   |
|-----|----------|------------------|----|--|--|
|     | 頁        | 章番号等             |    |  |  |
| 112 | 22       | 1.5.5 情報システムの概要  | 提案 | 本節冒頭に「本調達において設計・開発する各システムの機能概要は～」との記述がありますが、本調達業務は本件システムの運用管理業務であることから、「本調達において運用管理する各システムの機能概要は～」と記した方が、より適切ではないでしょうか。                                    | ご認識のとおり、適切な記載に見直しを行います。  |
| 113 | 29       | 3.1.3 移行に係る作業内容  | 質問 | 「別紙1：本調達における要件 4.10 移行に関する事項」を参照のこととの記載がありますが、「別紙1：本調達における要件 4.13 移行に関する事項」の誤りではないでしょうか。   | ご認識のとおりですので、「4.13 移行に関する事項」と調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示致します。(項番24の回答と同じ)                  |
| 114 | 29       | 3.1.4 引継ぎに係る作業内容 | 質問 | 「別紙1：本調達における要件 4.11 引継ぎに関する事項」を参照のこととの記載がありますが、「別紙1：本調達における要件 4.14 引継ぎに関する事項」の誤りではないでしょうか。   | ご認識のとおりですので、「4.14 引継ぎに関する事項」と調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示致します。(項番24の回答と同じ)                 |
| 115 | 29       | 3.1.5 教育に係る作業内容  | 質問 | 「別紙1：本調達における要件 4.12 教育に係る作業内容」を参照のこととの記載がありますが、「別紙1：本調達における要件 4.15 教育に係る作業内容」の誤りではないでしょうか。   | ご認識のとおりですので、「4.15 教育に関する事項」と調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示致します。(項番24の回答と同じ)                  |
| 116 | 42       | 5.2.1 統括責任者      | 質問 | 本文中にある「情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90条）」と記載の部分について、「情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）」の誤りではないでしょうか。   | ご認識のとおり、調達仕様書(案)の見直しを行い本調達の際にご提示致します。  |
| 117 | 42       | 5.2.1 統括責任者      | 提案 | ④の統括責任者に求める資格に以下を追加する事を提案致します。<br>「(工) ITIL (Information Technology Infrastructure Library) V2 のITIL ServiceManager またはV3 のITIL Expert もしくはITIL Master 資格」 | 効率的な運営業務の遂行のため、統括責任者に求める資格については、現状の調達仕様書(案)の記載を前提として、応札者の知見とノウハウに基づき設定のうえ、ご提案願います。 |
| 118 | 56       | 10.2 環境への配慮      | 質問 | (1) 納入成果物は、「国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第10号）」と記載の部分について、「国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」の誤りではないでしょうか。   | ご認識のとおり、調達仕様書(案)の見直しを行い本調達の際にご提示致します。  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所          |                  | 区分 | 意見等内容  | 回答  |
|-----|-------------------|------------------|----|--|---|
|     | 頁                 | 章番号等             |    |  |   |
| 119 | 本紙<br>33~35<br>47 | 表3.2-1<br>6.2.2  | 要望 | 納入成果物の作成にあたっては、現行の共通運用管理業者が作成した各種成果物を参考に、必要に応じて本受託者が改定のおえ納品することで、現行の運用ルールを踏襲可能となり、貴機構にとってもメリットがあると考えます。つきましては、業者決定後速やかに現行共通運用管理業者が作成された成果物について情報開示をいただきますよう、ご検討のほどよろしくお願い致します。   | ご認識のとおり、当該納入成果物については契約締結後速やかに現共通運用管理業者が作成した成果物について情報開示いたします。            |
| 120 | 本紙<br>35          | 3.2.2(2)         | 提案 | 納入方法について、「電子媒体及び紙媒体により納品すること。」との記載がありますが、印刷コストの低減を図るため、電子媒体のみの納品も可能とすることを提案いたします。  | 電子媒体のみの納品を可能とした内容で調達仕様書(案)の見直しを行い、本公示の際に提示します。                          |
| 121 | 本紙<br>50<br>33~35 | 7.3(1)<br>表3.2-1 | 要望 | 「機構が行う納入物の検査作業は、「表3.2-1 納入成果物、作業内容とSLCP-JCF2013との対応関係」に示す納入期日までに行うものとする。<br>なお、検査作業には、10日程度の期間を要するものとする。」との記載がございます。<br><br>本受託者が納入する成果物のうち、運用・保守業務の作業結果を報告するもの（表3.2-1の項番7~12、14~15、17、18~24）については、作業実績に基づいて作成するものであり、検査作業（納入期日前の10日程度）を考慮した納入期日の遵守は困難と考えられます。<br><br>つきましては、運用・保守業務の作業結果を報告するものに関しては、貴機構と調整のおえ検収期間を考慮した納入期日を設定するとの理解でよろしいでしょうか。左記理解で問題ない場合は、その旨を調達仕様書に明記いただきますよう、よろしくお願い致します。 | ご認識のとおり、当該項目については検収期間を考慮した納入期日を設定して、調達仕様書に記載のおえで、本公示にてお示し致します。          |
| 122 | 別紙1<br>7          | 表4.6-1           | 要望 | システム構成変更に伴う作業支援について、以下の作業についても、設計・開発業者から提示される手順等に基づき対応する必要があると考えます。つきましては、以下の作業においても手順を提供いただいた上で作業実施とするよう、調達仕様書の見直しについてよろしくお願い致します。<br><br><作業手順が必要と考える作業><br>①機器増設作業、設定変更等の作業完了後の業務ソフトウェアの動作確認<br>③監視対象の追加変更に伴う設計変更作業、動作確認  | ご認識の通りです。<br>①及び③についても手順書を提示します。<br><br>※各開発業者、基盤業者が作成した手順書を当機構から提示します。 |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所         |                           | 区分 | 意見等内容  | 回答   |
|-----|------------------|---------------------------|----|--|--|
|     | 頁                | 章番号等                      |    |  |  |
| 123 | 別紙1<br>16        | 5.1.2(1)                  | 要望 | <p>「コミュニケーション管理に係る計画、現行の仕組み及び報告フォームの作成及び、見直しを行い、機構の承認を得ること。なお、作成に当っては、下記の事項に留意すること。」との記載がございますが、コミュニケーション管理の実施にあたっての現行の仕組みについて、入札公示時に情報開示いただきますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>また、コミュニケーション管理に係る現行の仕組み及び報告フォームを継続利用することで、準備に要するコスト低減並びに現行の運用ルールを踏襲可能となり、貴機構にとってメリットが大きいと考えます。そのため、継続利用が可能な場合は、その旨を調達仕様書に明記いただきますよう、よろしくお願い致します。</p> | 次期受託者決定時に、誓約書の提出を以って開示します。   |
| 124 | 別紙1<br>18        | 5.2.1(1)                  | 要望 | <p>オンライン/ディレイドオンライン業務サービスの運用時間として「22:00まで延長可能」とありますが、適正な見積が可能となるよう、契約期間中の延長予定日もしくは延長予定日数について、入札公示時に明記いただけますよう、よろしくお願い致します。</p>   | <p>延長予定日は現段階では決まっておらず明記できません。昨年の実績はセキュリティ事案があったため回数も多くなっているため、一昨年の実績を明記します。</p> <p>H26の延長日数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平日のオンライン稼働時間の延長⇒2回</li> <li>●第二土曜日（休日オンライン）稼働時間の延長⇒3回</li> <li>●第二土曜日以外の休日オンライン稼働（年金の日）⇒1回</li> </ul> <p>計6回</p> |
| 125 | 別紙1<br>18<br>別紙7 | 5.2.2                     | 要望 | <p>別紙1_表5.2-2項番1において、問合せ対応（ヘルプデスク業務）の平日の対応時間は、「8:00～20:30(22:00まで延長可能)」と記載がございますが、一方で別紙7の可用性－サービス時間－ヘルプデスク運用時間帯の目標値には、「8:00～18:00(22:00まで延長可能)」と記されています。当該対応時間については、統一されることが望ましいと考えますので、記載の見直しについてご検討をお願いいたします。</p>  | ご指摘を踏まえ検討した結果、別紙7の可用性－サービス時間－ヘルプデスク運用時間帯の目標値には、「8:00～20:30(22:00まで延長可能)」と訂正します。  |
| 126 | 別紙1<br>27、28     | 5.3.11(2)<br>②<br>(ア)～(オ) | 要望 | <p>「厚生労働省の指示に基づき～」や「厚生労働省に報告すること」等の記載がございますが、当該役務は、厚生労働省様ではなく日本年金機構様の指示に基づき行う作業であると認識しております。上記認識に相違ない場合、記載の修正をお願いいたします。</p>  | 5.3.11 構成管理業務の(2)の②について修正しました。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所  |                 | 区分 | 意見等内容   | 回答  |
|-----|-----------|-----------------|----|---|---|
|     | 頁         | 章番号等            |    |   |   |
| 127 | 別紙1<br>35 | 5.4.1.2<br>(2)③ | 要望 | 端末管理について、「障害発生時等においてハードウェア関連業者が端末を交換あるいは増設した場合は、MACアドレス認証に必要な情報をシステムへ登録すること。」との記載がございますが、適正な見積が可能となるよう障害発生時に交換される想定頻度を調達仕様書に明記していただけますようお願いいたします。あわせてMACアドレス認証に必要な情報をシステムへ登録する際の手順について入札公示時に開示いただけますよう、よろしくお願い致します。 | 明確な想定件数がございません。H28.1においては、障害が発生しDISK交換等が発生しましたが、機器端末を交換する障害は発生していません。応札者の知見に基づき、ご提案願います。また、MACアドレス認証に必要な情報や手順については、契約締結後に提示します。 |
| 128 | 別紙1<br>50 | 5.5.10<br>(2)   | 要望 | 納入期日について、「当該月末日の営業日から1週間以内」との記載がございますが、要員計画・シフト計画については、翌月の計画を提出する必要があることから、「前月末日の営業日から1週間前」との認識でよろしいでしょうか。上記認識に相違ない場合、記載の見直しをお願いいたします。  | 記載誤りのため「当該月末日比の営業日から1週間以内」を「前月最終営業日1週間前まで」と訂正します。誤字は修正します。<br>(項番18の回答と同じ)  |
| 129 | 別紙6       | 項番199           | 要望 | 個人番号管理（1次）、基盤サブシステムにおけるセキュリティパッチ情報の提供については、別途調達されている「年金業務システム（個人番号管理サブシステム（1次）及び基盤サブシステム）に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務」の受託者の役割とすることがより適正な分担であると考えます。本受託者にて対応する場合においても、当該受託者からの十分な支援が必要となるため、記載の見直しをお願いいたします。                 | ご認識の通り、「個人番号管理サブシステム（1次）及び基盤サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者」の分担になりますので、「別紙6_関連業者との役割分担表」を訂正します。  |
| 130 | 別紙6       | 項番<br>305       | 要望 | 統計・業務分析サブシステムにおけるセキュリティパッチ情報の提供（統計・業務分析サブシステムに係る設計・開発業者担当）については、別途調達されている「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る設計・開発等業務」の受託者の役割とすることがより適正な分担であると考えます。本受託者にて対応する場合においても、当該受託者からの十分な支援が必要となるため、記載の見直しをお願いいたします。                  | 統計・業務分析サブシステムにおけるセキュリティパッチ情報の提供は、記載どおり、「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る設計・開発等業務」ではなく、次期共通運用管理業者の役割になります。                             |
| 131 | 別紙6       | 項番<br>306       | 要望 | 統計・業務分析サブシステムにおけるセキュリティパッチ情報の提供（統計・業務分析サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者担当）については、別途調達されている「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務」の受託者の役割とすることがより適正な分担であると考えます。本受託者にて対応する場合においても、当該受託者からの十分な支援が必要となるため、記載の見直しをお願いいたします。   | 統計・業務分析サブシステムにおけるセキュリティパッチ情報の提供は、記載どおり、「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る設計・開発等業務」ではなく、次期共通運用管理業者の役割になります。<br>(項番130の回答と同じ)            |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所           |                   | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|-----|--------------------|-------------------|----|---|--|
|     | 頁                  | 章番号等              |    |   |  |
| 132 | 別紙6                | 項番<br>308、<br>309 | 要望 | 統計・業務分析サブシステムのセキュリティパッチ適用における机上検証・手順作成については、別途調達されている「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係るアプリケーション保守業務」の受託者の役務とすることがより適正な分担であると考えます。本受託者にて対応する場合においても、当該受託者からの十分な支援が必要となるため、記載の見直しをお願いいたします。  | 統計・業務分析サブシステムのセキュリティパッチ適用における机上検証・手順作成については、記載通り共通運用管理業者の役務になります。  |
| 133 | 別紙6                | 項番<br>373         | 要望 | 経過管理・電子決裁サブシステムの障害調査（項番369,370）を各、障害対応を行い、検知時に係る調査結果の報告については、と同様、障害調査を実施する「経過管理・電子決裁サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者」において主体的に実施することが効率的であると考えます。<br>つきましては、当該役務の主たる作業者は、「経過管理・電子決裁サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者」として頂けますよう、記載内容の見直しについてご検討をお願い致します。 | 項番372「調査結果の報告（センタ）（経過管理・電子決裁・個人番号管理（1次）、基盤サブシステムに係る設計・開発等業者担当ソフトウェア）」は、項番369「障害調査（経過管理・電子決裁・個人番号管理（1次）、基盤サブシステムに係る設計・開発等業者担当ソフトウェア）」にて調査した結果を取りまとめて報告する役務です。<br>項番373「調査結果の報告（センタ）（経過管理・電子決裁サブシステムハードウェア等納入保守業者担当ハードウェア、ソフトウェア）」は、項番370「障害調査（センタ）（経過管理・電子決裁サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者担当ハードウェア、ソフトウェア）」にて調査した結果を取りまとめて報告する役務です。 |
| 134 | 別紙6                | 項番<br>419、<br>420 | 質問 | ウイルス検出時における影響分析・対策検討の実施にあたっては、関連業者（ウイルスが検出されたサブシステムの設計・開発業者、ハードウェア等納入保守業者、保守業者）において影響分析・対策検討を行い、分析・検討結果を本受託者にて取り纏め、貴機構に報告するとの認識でよろしいでしょうか。  | ご認識のとおりです。   |
| 135 | 別紙8<br>別紙9<br>別紙10 | -                 | 要望 | 作業周期・サイクルにおいて「随時」と記載されている作業について、適正な見積が可能となるよう想定される実施頻度を調達仕様書に明記頂けますようお願いいたします。  | 別紙8、別紙10については、明確なサイクル等はございません。見積りの前提事項等は、応札者の知見やノウハウに基づき設定の上、ご提案願います。<br>また、別紙9については、項番9は、1～2回程度実施予定となります。項番11は、1回程度実施予定で、項番1については、明確なところはございません。  |
| 136 | 別紙9                | -                 | 要望 | 実施タイミングが複数日ある業務において、媒体/帳票数量欄に「ピーク時」や「最大」との記載がございますが、適正な見積が可能となるよう、想定されるピークの発生頻度（年1回、2回など）について調達仕様書に明記いただけますよう、よろしくお願い致します。<br>また、ピーク時の業務量のみ記載されている業務については、平常時の業務量についてもご教示頂きますようお願い致します。   | 別紙9に記載されている内容以外は、明確になっているものはありません。なお、別紙9_業務オペレーション項番43にある「最大量」については委託業者契約によりますので、業務量に依存しません。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所              |                                    | 区分 | 意見等内容  | 回答   |
|-----|-----------------------|------------------------------------|----|--|--|
|     | 頁                     | 章番号等                               |    |  |  |
| 137 | 本紙<br>29<br>別紙1<br>12 | 3.1.2<br>4.12                      | 要望 | 個人番号管理サブシステム（2次）に係るテストの支援作業について記載されておりますが、「別紙6 関連業者との役割分担表」において、当該支援作業が記載されていないように見受けられます。「別紙6 関連業者との役割分担表」の見直しをお願いします。  | ご認識のとおりですので、「別紙6 関連業者との役割分担表」の見直しを行い、本公示にて提示いたします。   |
| 138 | 本紙<br>29<br>別紙1<br>12 | 3.1.2<br>表3.1-1<br>4.12<br>表4.12-1 | 要望 | 「②テストを実施する上で必要となるシステム操作（環境設定等）」との記載がございますが、システム操作の対象機器として、本番運用開始前にあたる個人番号管理サブシステム（2次）に係るハードウェア調達にて導入される機器は含まれないと考えてよろしいでしょうか。当該認識に相違無い場合、その旨仕様書へ明記頂きますようお願い致します。   | ご認識のとおりです。個人番号管理サブシステム（2次）に係るハードウェア調達にて導入される機器の操作については、本番運用開始前は、本番環境として取扱わないことからシステム操作の対象として含みません。   |
| 139 | 本紙<br>29<br>別紙1<br>12 | 3.1.2<br>4.12                      | 要望 | 各テスト工程における支援作業について、別途意見招請公示されている「年金業務システム（個人番号管理サブシステム等（2次開発情報連携分））に係る設計・開発等業務及びアプリケーションソフトウェア保守業務」の関連資料では、共通運用管理業者の役割として、「受入テスト」に係る支援のみとされております。そのため、支援作業が必要となるテスト工程は「受入テスト」のみとしていただきますよう、仕様書の見直しについてよろしくお願い致します。 | 個人番号管理サブシステム（2次）の各種支援作業については、現段階でテスト計画及び移行計画が未確定であるため、作業の詳細を明確に示すことができません。<br>テストに関する支援作業の内容、必要回数等は、「別紙1 4.12テストに関する事項」を参考に応札者の知見やノウハウに基づき設定のうえ、ご提案願います。 |
| 140 | 本紙<br>29<br>別紙1<br>12 | 3.1.2<br>4.12                      | 要望 | 「データ作成ツールによるマスキングデータ提供」との記載がございますが、データ作成ツール及びツールの利用手順等について貴機構より提供いただけるとの認識でよろしいでしょうか。当該認識で相違無い場合は、その旨仕様書へ明記頂きますよう、よろしくお願い致します。   | マスキングデータの作成手順は、経過管理・電子決裁サブシステムのハードウェア（センタ設備）納入業者が作成したものを、システム運用マニュアルとともに次期共通運用管理業者へ経過管理サブシステム稼働前の引継ぎにて展開されます。  |
| 141 | 本紙<br>29              | 3.1.2                              | 要望 | 「表3.1-1 本番稼働に向けたテスト」の実施内容欄に、「①テスト仕様書作成にあたり必要となる情報の提供」と記載されておりますが、本受託者が提供する情報の内容が不明瞭なため、想定されている「テスト仕様書作成にあたり必要となる情報」の具体的な内容について、明記頂きますようお願い致します。  | 現段階ではテスト仕様書作成にあたり必要となる具体的な情報は提示することはできません。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所                 |                            | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|-----|--------------------------|----------------------------|----|---|--|
|     | 頁                        | 章番号等                       |    |   |  |
| 142 | 本紙<br>29<br>別紙1<br>13~14 | 3.1.3<br>4.13              | 要望 | <p>移行支援作業の実施にあたっては、貴機構および関連業者より該当する作業全ての作業手順書等が提供され、当該手順書に従い作業を実施するとの理解でよろしいでしょうか。認識に相違ない場合は、その旨を調達仕様書に明記いただけますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>また、対象となる手順書について入札公示時に開示いただくことは困難と想定しておりますので、当該作業にかかる想定作業量についてもあわせて明記いただけますよう、よろしくお願い致します。</p>   | <p>ご認識のとおりです。移行支援作業については、別紙1 P13 表4.13-1⑤に記載のとおり手順は設計・開発業者から提示されます。</p> <p>また、移行支援作業にかかる想定作業量については、現段階で移行計画が未確定のためお示しすることはできません。</p> |
| 143 | 本紙<br>34                 | 3.2.1(5)<br>表3.2-1<br>項番13 | 要望 | <p>「ヘルプデスク運用マニュアル」の改訂に係る作業が記載されておりますが、当該マニュアルは「システム運用マニュアル」の一部では無く、「システム運用マニュアル」とは別の成果物であると考えてよろしいでしょうか。また、当該認識に相違無い場合、「ヘルプデスク運用マニュアル」の作成元業者は以下のいずれになりますでしょうか。<br/>ご教示頂きますようお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通運用管理業者（平成28年1月～12月）</li> <li>・経過管理・電子決裁・個人番号管理(1次)、基盤サブシステムに係る設計・開発等業者</li> <li>・個人番号管理サブシステム(1次)及び基盤サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者</li> </ul> | <p>ご認識のとおり、システム運用マニュアルとは別の成果物として、「ヘルプデスク運用マニュアル」があります。作成元業者は、「個人番号管理サブシステム（1次）及び基盤サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者」となります。</p>                  |
| 144 | 本紙<br>35                 | 3.2.2(2)                   | 要望 | <p>「納入成果物は、指定の成果物を電子媒体及び紙媒体により納品すること。」との記載がございますが、電子媒体での納品のみとする事で、印刷コストの低減が図れると考えられることから、「電子媒体又は紙媒体により納品すること。」と記載を見直して頂きますよう、要件の見直しについてご検討のほどよろしくお願い致します。</p> <p>また、成果物によっては、手書きドキュメントの納品を行う可能性もあるため、電子媒体での納品の際は、Office形式での納品を必須とせず、pdf形式のみの納品も可能と考えてよろしいでしょうか。</p>   | <p>電子媒体のみの納品を可能とした内容で調達仕様書の見直しを行い、本公示の際に提示します。また、成果物の納品はOffice形式の納品を原則としますが、手書きドキュメントの納品に限りPDF形式のみの納品についても可能とします。</p>                |
| 145 | 本紙<br>43                 | 5.3.5(1)                   | 要望 | <p>システム監視環境等の準備が受託者の役割となっておりますが、作業拠点では現行受託者が運用管理業務を行っているため、業務を妨げないよう準備する必要があると認識しております。そのため、十分な準備期間を確保頂けますよう宜しくお願いいたします。</p> <p>また、現行受託者の運用時間帯において準備作業を実施することも想定されますので、準備作業の実施にあたっては、事前に貴機構及び現行受託者と作業計画について調整・合意させていただきますようお願いいたします。</p>  | <p>ご認識のとおり、業務を引継ぎは、現共通運用管理業者より、業者決定日以降にシステム運用引継計画に基づき実施いたします。なお、引継にあたっては事前に作業計画について現共通運用管理業者を含めて調整する想定です。</p>                        |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所 |          | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|-----|----------|----------|----|---|--|
|     | 頁        | 章番号等     |    |   |  |
| 146 | 本紙<br>43 | 5.3.5(2) | 提案 | 「ヘルプデスク業務を行うために必要となる電話機、ヘッドセット、電話回線（一般回線）、受け付けた問合せ内容を記録するためのツール等を準備すること」との記載がございますが、業者が変わるたびにそれぞれの業者が設備を準備するのは非常に非効率となることが想定されるため、ヘルプデスク業務を行う上で必要となる設備については、別途調達されることをご提案いたします。         | 効率的な運営業務の遂行のため、ヘルプデスク業務を行うために必要となる設備については、現状の調達仕様書の記載を前提として、応札者の知見とノウハウに基づき、効率的に設定のうえ、ご提案願います。   |
| 147 | 本紙<br>43 | 5.3.5(2) | 質問 | 受託者は「表5.3-2 ヘルプデスク要件一覧」に記載した要件を満たす…とあります。この要件を満たすため、既設の電話交換機を利用させていただきたいと考えておりますがよろしいでしょうか。   | 既設の電話交換機は余剰が全くない状況のため利用することはできません。回線等のヘルプデスク要件を満たすために必要な機器類については、受託者側で準備いただけますようお願いいたします。  |
| 148 | 本紙<br>44 | 5.3.5(3) | 要望 | 「電話回線（一般回線）のビジー状態が機構の業務運用に影響を与えるものと、機構職員が判断した場合には、受託者の負担により回線を増設すること。」とありますが、「別紙1本調達における要件 4.3.3 インシデント件数」を超えた問い合わせによるビジー状態については対象外であると考えてよろしいでしょうか。上記認識に相違無い場合、その旨仕様書へ明記頂きますようお願い致します。 | 「別紙1本調達における要件 4.3.3 インシデント件数」は類似案件での想定件数であるため、応札者の知見やノウハウに基づき設定のうえでご提案願います。また、当該類似案件での想定件数を超えた問合せによるビジー状態についても対象となりますので考慮をいただいたうえでご提案願います。 |
| 149 | 本紙<br>44 | 5.3.5(3) | 要望 | 「機構が提供するツールについては、「別紙1本調達における要件 4.3.5 ソフトウェア構成」を参照のこと。」とありますが、「別紙1本調達における要件 4.11.2 ソフトウェア構成」の誤りという認識で宜しいでしょうか。上記認識に相違無い場合、仕様書の修正をお願い致します。  | ご認識のとおりですので、「4.11.2 ソフトウェア構成」と調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示致します。（項番39の回答に同じ）  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所 |        | 区分 | 意見等内容  | 回答   |
|-----|----------|--------|----|--|--|
|     | 頁        | 章番号等   |    |  |  |
| 150 | 本紙<br>47 | 6.2.2  | 要望 | <p>「委託業務の実施に当っては、「ITサービス業務標準」、「共通運用管理業務実施計画書」に基づいて、機構から必要な指示、情報提供を受けるとともに、機構とともに進捗管理、品質管理、課題管理、コミュニケーション管理等を実現すること。」との記載がございますが、「ITサービス業務標準」について、見積への影響が不明確であり、入札時において精緻な見積が困難となる場合がございますので、入札公示時に情報開示いただけますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>入札公示時の情報開示が困難な場合は、「ITサービス業務標準」の準拠にあたり見積に影響が生じる箇所について調達仕様書に明記いただけますよう、よろしくお願い致します。</p> | 「ITサービス業務標準」については入札公示時に技術資料として情報開示にて提示致します。  |
| 151 | 本紙<br>49 | 7.2(3) | 要望 | 「～機構の依頼に応じて調査を実施し、他事業者の瑕疵対応を求めるにあたり必要な根拠資料を作成し、機構に提出すること。」と記載されていますが、根拠資料の作成にあたっての具体的な作業内容や作業量が想定できず精緻な見積が困難です。想定されている作業内容や作業量について、仕様書に明記頂けますようお願い致します。  | 作業内容としては、障害が発生した状況やその内容、原因、対処方法における調査結果を資料として取りまとめた上で提示いただく想定です。瑕疵対応を求めるにあたり必要となる項目については、応札者の知見やノウハウに基づき設定のうえ、ご提案願います。   |
| 152 | 本紙<br>51 | 8.1.3  | 要望 | <p>複数の企業で構成されるグループでの調達参加手続きについてお伺いします。</p> <p>共同企業体は、代表企業のみならず、代表企業及びグループ企業間での連帯をして責任を負うことから、その契約及び日本年金機構様との直接の調整にあっても、代表企業のみではなく、グループ企業を含めた複数社でのご契約及び調整権限を認めていただけますようよろしくお願いたします。</p> <p>なお、各グループ企業はお客様との調整においては、入札参加グループを代表するものとし、お客様との調整においてグループ会社間での責任の分散によるプロジェクト進行の停滞等を招かぬように協定書等に定義するものとします。</p>                  | <p>契約、再委託申請、日本年金機構との直接の調整、納品検収につきましては、その性質や影響等を考慮したうえで決定するものであり、本調達におきましては、その難易度・重要性を踏まえ、当該応札形態により実施する事としております。今後の調達におきましても、その難易度・重要度を踏まえた検討の上、適切な応札形態を設定して参りますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>なお、円滑な委託業務の実施を図る上で、各グループ企業が日本年金機構と直接調整する必要性が生じる可能性があります。代表企業はそのような場合においても、適宜日本年金機構及び各グループ企業の調整状況を確認する等の管理を実施し、受託業務全体の意思決定について責任を負う事を想定しています。</p> |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所  |       | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|-----|-----------|-------|----|---|--|
|     | 頁         | 章番号等  |    |   |  |
| 153 | 本紙<br>51  | 8.1.3 | 要望 | <p>複数の企業で構成されるグループでの納品検収についてお伺いします。</p> <p>入札参加グループでの提案の場合、入札参加グループが一社単独では担えない大規模な調達に対して各グループ会社間で役割と責任を分担し明確化することで業務遂行を可能とするという意味合いから、入札参加グループもしくはそれぞれのグループ会社による納入成果物の納品を認めていただきますようよろしくお願いいたします。</p>   | <p>契約、再委託申請、日本年金機構との直接の調整、納品検収につきましては、その性質や影響等を考慮したうえで決定するものであり、本調達におきましては、その難易度・重要度を踏まえ、当該応札形態により実施する事としております。今後の調達におきましても、その難易度・重要度を踏まえた検討の上、適切な応札形態を設定して参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、複数の企業で構成されるグループでの納品検収について、各グループ企業が日本年金機構に対して、納入成果物の内容に係る品質レビューを実施し、代表企業が整合性を確認した上で当該成果物を納入することを想定しておりますので、当該納入作業自体が困難であるとは考えておりません。</p> |
| 154 | 本紙<br>51  | 8.1.3 | 要望 | <p>複数の企業で構成されるグループでの調達参加手続きの再委託に係る承認申請についてお伺いします。</p> <p>共同企業体の形成は、一社単独では担えない役割範囲を参加企業で役割を定め、連帯で責任を負うことにより業務の履行を実施可能とするものであることから、各分担役割における再委託申請についても、代表企業が行うものではなく、各グループ会社より委託する範囲は、当該グループ会社からの申請を認めていただくようお願いいたします。</p> <p>なお、各グループ会社での再委託申請を行うにあたっては、入札参加グループ内での合意形成を行ったうえで入札参加グループを代表して申請するものとします。</p> | <p>契約、再委託申請、日本年金機構との直接の調整、納品検収につきましては、その性質や影響等を考慮したうえで決定するものであり、本調達におきましては、その難易度・重要度を踏まえ、当該応札形態により実施する事としております。今後の調達におきましても、その難易度・重要度を踏まえた検討の上、適切な応札形態を設定して参りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、グループ企業が実施する役割に対する責任は、一次的に当該グループ企業が負うこととなりますが、代表企業はグループ企業に対する管理責任を負うことから、再委託に係る承認申請につきましても、代表企業名により申請してください。</p>                         |
| 155 | 別紙1<br>12 | 4.12  | 要望 | <p>「表4.12-2 テスト支援のスケジュール（予定）」の各種テスト支援の実施時期が「～H29.12」と記載されておりますが、契約期間は「1.6 契約期間等」に「平成29年11月27日まで」と記載されています。そのため、実施時期欄を「～H29.11」として頂きますようお願い致します。</p> <p>また、「表4.13-2 移行支援のスケジュール（予定）」の実施時期欄についても同様に、契約期間に併せて「～H29.11」として頂きますようお願い致します。</p>  | <p>調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示いたします。</p>  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所  |                        | 区分 | 意見等内容   | 回答  |
|-----|-----------|------------------------|----|---|---|
|     | 頁         | 章番号等                   |    |   |   |
| 156 | 別紙1<br>15 | 4.14.2                 | 要望 | 次期共通運用管理業務受託者への引継ぎについて、引継ぎ対象である「次期共通運用管理業務」の調達スケジュールが記載されておりません。次期共通運用管理業務の調達スケジュールを明記して頂きますようお願い致します。  | 現段階ではスケジュールを提示することはできません。   |
| 157 | 別紙1<br>18 | 5.2.1<br>表5.2-1<br>項番4 | 要望 | バッチ業務サービス（平日）の時間として、22：30～6：30との記載がございますが、平日のオンライン/デイレイドオンライン業務サービスが、20：30に終了する場合においても同様に22：30より開始されと考えるとよろしいでしょうか。<br>また、夜間のバッチ業務サービス時間のみ記載されておりますが、日中のバッチ業務サービスは存在しないと考えるとよろしいでしょうか。日中のバッチ業務サービスが存在する場合その旨仕様書に明記頂きますようお願い致します。  | バッチ開始時間については原則22:30となりますが、日中に稼働するバッチもあります。調達仕様書にはその旨を明記します。   |
| 158 | 別紙1<br>28 | 5.3.11(2)<br>②(エ)      | 要望 | 「受託者は、現況確認においてIPAのMyJVNバージョンチェッカを用いる等により、ソフトウェア製品のバージョンを確認し」との記載がございますが、バージョン確認に利用するソフトウェア製品は管理対象機器にインストールされており、またバージョン確認を行う手順は明確化されているとの認識でよろしいでしょうか。当該認識で相違ない場合は、その旨を調達仕様書に明記いただけますよう、よろしくお願い致します。<br><br>なお、バージョン確認に利用するソフトウェア製品やシステム環境について受託者での準備を想定されている場合は、受託者によるソフトウェア製品インストール後の業務プログラムの動作保証は困難であることから、本役務の引継ぎ開始前までに構成管理作業を実施するための環境及び作業手順を準備していただけますよう、よろしくお願い致します。 | ご認識の通りです。<br>記載のある「IPAのMyJVNバージョンチェッカ」はツールの例として記載しました。<br>年金業務システムでは、「Systemwalker IT Change Manager」を使用して構成管理情報を取得しています。 |
| 159 | 別紙1<br>37 | 5.4.4.1                | 質問 | 5.4.4.1 媒体より取得した個人番号紐付情報の登録<br>業務の中に個人番号を扱うオペレーションが含まれているため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に基づき、本案件の役務履行にあたって、個人番号の取扱い方法等を規定した取り決めに別途双方で交わすという認識でよろしいでしょうか。  | 契約後、セキュリティ管理計画書を提出していただくことになります。その際に、個人番号の取り扱いについても取決めを交わすこととします。   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所 |       | 区分 | 意見等内容  | 回答   |
|-----|----------|-------|----|--|--|
|     | 頁        | 章番号等  |    |  |  |
| 160 | 別紙6      | 項番199 | 質問 | <p>個人番号管理（1次）、基盤サブシステムに係るセキュリティパッチ情報の提供について、本受託者が主たる作業者とされていますが、別途調達されている「年金業務システム（個人番号管理サブシステム（1次）及び基盤サブシステム）に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務」の受託者の役務として、セキュリティパッチ情報の提供役務が課せられている認識です。</p> <p>そのため、当該役務の実施は、「個人番号管理サブシステム（1次）および基盤サブシステムにかかるハードウェア等納入保守業者」が主体的に実施する作業と考えますので、記載の見直しについてご検討のほどよろしくお願い致します。</p> | <p>ご認識の通り、「個人番号管理サブシステム（1次）及び基盤サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者」の分担になりますので、「別紙6_関連業者との役割分担表」を訂正します。<br/>(項番129の回答に同じ)</p>              |
| 161 | 別紙6      | 項番305 | 要望 | <p>統計・業務分析サブシステムに係るセキュリティパッチ情報の提供について、本受託者が主たる作業者とされていますが、別途調達されている「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る設計・開発等業務」の受託者の役務として、セキュリティパッチ情報の提供役務が課せられている認識です。</p> <p>そのため、当該役務の実施は、「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る設計・開発等業務」が主体的に実施する作業と考えますので、記載の見直しについてご検討のほどよろしくお願い致します。</p>                                       | <p>統計・業務分析サブシステムにおけるセキュリティパッチ情報の提供は、記載どおり、「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る設計・開発等業務」ではなく、次期共通運用管理業者の役務になります。<br/>(項番130の回答に同じ)</p> |
| 162 | 別紙6      | 項番306 | 要望 | <p>統計・業務分析サブシステムに係るセキュリティパッチ情報の提供について、本受託者が主たる作業者とされていますが、別途調達されている「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務」の受託者の役務として、セキュリティパッチ情報の提供役務が課せられている認識です。</p> <p>そのため、当該役務の実施は、「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る基盤製品の導入、賃貸借及び保守業務」が主体的に実施する作業と考えますので、記載の見直しについてご検討のほどよろしくお願い致します。</p>                     | <p>統計・業務分析サブシステムにおけるセキュリティパッチ情報の提供は、記載どおり、「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係る設計・開発等業務」ではなく、次期共通運用管理業者の役務になります。<br/>(項番130の回答に同じ)</p> |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所 |           | 区分 | 意見等内容  | 回答   |
|-----|----------|-----------|----|--|--|
|     | 頁        | 章番号等      |    |  |  |
| 163 | 別紙6      | 項番308、309 | 要望 | <p>統計・業務分析サブシステムのセキュリティパッチ適用に係る机上検証・手順作成について、本受託者が主たる作業者とされておりますが、別途調達されている「年金業務システム（統計・業務分析サブシステム）に係るアプリケーション保守業務」の受託者の役務として、机上検証・手順作成に係る役務が課せられている認識です。</p> <p>本受託者による対応とする場合、当該システムの設計・開発業者もしくは保守業者による知見が不可欠であり、本調達の競争性を著しく阻害する要因になるものと考えます。</p> <p>また、個人番号管理（1次）、基盤サブシステム及び経過管理・電子決裁サブシステムを対象とした机上検証・手順作成は設計・開発業者及びハードウェア等納入保守業者にて対応することとされていることから、当該役務の主たる作業については、保守業者（統計・業務分析）による対応が適切と考えますので、記載の見直しについてご検討のほどよろしくお願い致します。</p> | <p>統計・業務分析サブシステムのセキュリティパッチ適用における机上検証・手順作成については、記載通り共通運用管理業者の役務になります。（項番132の回答に同じ）</p>  |
| 164 | 別紙6      | 項番373     | 要望 | <p>経過管理・電子決裁サブシステムの障害検知時に係る調査結果の報告について、本受託者が主たる作業者とされておりますが、項番372の整理と同様に、障害調査を実施する「経過管理・電子決裁サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者」において主体的に結果報告を行うべきと考えます。</p> <p>そのため、当該役務の主たる作業者は、「経過管理・電子決裁サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者」としていただき、本受託者は作業支援（レビュー参加）の実施とするよう、記載内容の見直しについてよろしくお願い致します。</p> <p>また、本受託者が主体的に調査結果を報告する場合は、「経過管理・電子決裁サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者」において実施した原因調査と、障害対応策検討の結果を取り纏めたくうえで貴機構に報告すればよい、との理解でよろしいでしょうか。</p>                                   | <p>ご認識の通り、障害検知時に係る調査結果の報告については、障害調査を実施する「経過管理・電子決裁サブシステムに係るハードウェア等納入保守業者」において主体的に実施します。</p> <p>同様に、別紙6項番374の障害検知時に係る調査結果の報告については、調査を実施する「経過管理・電子決裁サブシステムに係る拠点ハードウェア等納入保守業者」になります。（項番133の回答に同じ）</p> |
| 165 | 別紙6      | 項番419、420 | 要望 | <p>ウイルス検出時における影響分析・対策検討について、本受託者が主たる作業者とされておりますが、本受託者において当該システムの稼働保証を踏まえた影響分析・対策検討は困難と考えます。</p> <p>そのため、本役務の実施にあたっては、関連業者（ウイルスが検出されたサブシステムの設計・開発業者、ハードウェア等納入保守業者、保守業者）において影響分析・対策検討を行い、分析・検討結果を本受託者にて取り纏め、貴機構に報告すればよいと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、本受託者が主体的に影響分析・対策検討を行う場合は、影響分析・対策検討に係る支援を関連業者に依頼できるとともに、分析・検討結果の妥当性について関係業者に確認いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>  | <p>ご認識の通りです。</p>   |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所 |       | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|-----|----------|-------|----|---|--|
|     | 頁        | 章番号等  |    |   |  |
| 166 | 29       | 3.1.2 | 質問 | <p>「3.1.2 テストに関する事項」における「表3.1-1 本番稼働に向けたテスト」にて以下の記述がありますが、検証環境でのテストに関して、例えば検証環境のマシンスケジュール調整に関しては、どの受託者が実施することを想定されているでしょうか。</p> <p>※上記の項目が本番環境で実施される場合に、実施内容にある各作業を行うものとする。</p>   | <p>検証環境でのテストについての、マシンスケジュール調整は、共通運用管理者が行うことを想定しております。</p>  |
| 167 | 38       | 5.1.1 | 質問 | <p>「図5.1-1 作業体制概要図」で示している図は、どの時点での状態を示したものでしょうか。個人番号管理サブシステム（2次）と、経過管理・電子決済サブシステムについて、運用・保守の枠にあるとおり、既に運用が開始しているが、設計・開発の枠にあるとおり、（追加）開発も並行で行われている状態を示していると考えてよいのでしょうか。</p> <p>その場合、設計・開発の枠内について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハードウェア等納入業者がどちらのサブシステムの機器も1受託者にて対応するように読み取れますが、誤記でしょうか。</li> <li>・統合業務受託者は、個人番号管理サブシステム（2次）の管理を行わない認識ですが、ここに記載の統合業務受託者は別途両サブシステムの開発を管理する受託者を調達予定としているのでしょうか。</li> </ul> | <p>ご認識のとおり、個人番号管理サブシステム（2次）と経過管理・電子決済サブシステムについて、運用保守の枠にあるとおり、既に運用が開始しているが、設計・開発の枠にあるとおり、（追加）開発も並行で行われている状態を示しています。</p> <p>また、本図は作業体制概要図のため、ハードウェア等納入業者は、1受託者による対応とは限りません。現統合業務受託者は、個人番号管理サブシステム（2次）の管理を行わないこととなっておりますが、本記載の統合業務受託者は別途両サブシステムの開発を管理する受託者を調達予定といたしております。</p> |
| 168 | 別紙17     | 4.6   | 質問 | <p>「表4.6-1 システム拡張に伴う作業支援」にて、以下の記載がありますが、手順の提供はHW保守業者から提示すると思われるのですが、誤記でしょうか。</p> <p>② CPU等のリソース有効化設定作業及び動作確認（②で使用する手順は設計・開発業者から提示される予定）</p>   | <p>ご認識のとおりです。HW保守業者が作成した手順書を機構から提示することを明記します。</p>  |
| 169 | 別紙112    | 4.12  | 質問 | <p>「別紙1 表4.12-2 テスト支援のスケジュール(予定)」にて、テスト支援のスケジュールがH29.7～H29.12と記載されていますが、調達仕様書の23頁「表1.6-1 作業の実施期間」にて本受託者の役務の範囲は期間は平成29年1月4日から平成29年11月27日と記載されています。表4.12-2が誤記だと理解してよいのでしょうか。</p>  | <p>調達仕様書の見直しを行い、本公示にて提示いたします。</p>  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所  |        | 区分 | 意見等内容   | 回答   |
|-----|-----------|--------|----|---|--|
|     | 頁         | 章番号等   |    |   |  |
| 170 | 別紙6<br>1  | 項番38   | 質問 | 「共通運用管理業者の引継ぎ－運用管理業務の引継（個人番号管理（1次）、基盤、統計・業務分析）」にて、HW業者の記載がありませんが、全て現在の共通運営業者にて実施する認識でよいでしょうか。   | 現行のシステム運用に係る引継については、現行の共通運用管理業者から次期共通運用管理業者に引継ぎます。<br>ただし、現共通運用管理業者が未実施であるものについては初回作業時に基盤業者が引継もしくは立ち会いのもとで実施していただけます。<br>この項目については、本項には記載しません。 |
| 171 | 別紙1<br>19 | 5.2.2  | 質問 | 「表5.2-2 各役務の運用・保守対応時間帯」項番7にて、各製品ごとに保守時間を設定する旨の記載がありますが、これはいつ、誰が、どのプロセスで設定を行うのでしょうか。<br><br>※例えば、製品の調達仕様書上は「平日8:00～18:00（延長22:00まで）、休日8:00～18:00」等、既に保守の時間帯が設定されていますが、この時間帯を変更契約等で変更することを想定されていすでしょうか。 | 各製品保守単位で当機構と契約します。<br>各関連業者の保守時間帯については、見直す想定はありませんが障害時には機構と調整のうえ対応願います。  |
| 172 | 別紙1<br>24 | 5.3.3  | 質問 | 5.3.3(2)②にて、作業依頼書に添付される手順を作成する担当はアプリケーション保守業者と読み取れ、HW業者の支援は不要という認識であってまうでしょうか。  | 記載内容を「アプリケーション業者から提供」から、「関連業者から提供」に訂正します。  |
| 173 | 別紙1<br>24 | 5.3.3  | 質問 | 5.3.3(2)③にて、影響調査を実施する主体が本受託者であるように読み取れますが、認識は正しいでしょうか。  | AP保守業者が行うこととなるため、訂正します。  |
| 174 | 別紙1<br>25 | 5.3.5  | 質問 | 5.3.5 (2) ② (b) にて、ウイルスパターンファイルは受託者が入手し、提供するという理解でよいでしょうか。  | 記載通り、共通運用管理業者が日次でパターンファイルを持ち込むこととなります。(項番83の回答に同じ)   |
| 175 | 別紙1<br>28 | 5.3.11 | 質問 | 5.3.11 (3) にて、納品物の管理について、本受託者が実施するように読み取れるのですが、納品物への修正作業時等、他受託者への納品物の払い出しについても機構様ではなく本受託者が実施すると考えてよいでしょうか。  | 成果物の払い出しの作業はありません。当該記載部分を削除します。<br>(項番92の回答に同じ)  |

「年金業務システムに係る共通運用管理業務」の調達仕様書(案)にかかる意見等

平成28年6月  
日本年金機構  
システム運用部

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

| 項番  | 仕様書の該当箇所   |          | 区分 | 意見等内容  | 回答  |
|-----|------------|----------|----|--|---|
|     | 頁          | 章番号等     |    |  |   |
| 176 | 23         | 1.6      | 質問 | 1.6(1)にて、「支払対象期間が準備期間を除く、平成29年1月から平成29年11月分までとする。」とありますが、業務開始までの準備作業とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。また、準備作業期間が支払対象期間外となっている理由についてご教授ください。 | 準備作業とは以下の作業を想定しております。<br>・業務アプリケーションソフトウェアの操作方法の引継（個人番号管理（1次）、基盤、統計・業務分析）<br>・運用管理業務の引継（個人番号管理（1次）、基盤、統計・業務分析）<br>・運用管理保守業務の引継（開発管理環境）<br>また、支払対象期間外となっている理由は、当該期間は業務開始前の準備期間として位置付けているため、支払対象期間外としております。 |
| 177 | 44         | 5.3.5    | 質問 | 表5.3-1の各数量については、現在の想定数が記載されている認識でよいでしょうか。  | ご認識のとおりです。  |
| 178 | 別紙1<br>P11 | 4.11.5.2 | 質問 | 4.11.5.2(1)の「本受託者に拠点サーバのOSマスタイメージを提供するための、設計・開発業者による、同マスタイメージの作成。」とあります。OSマスタイメージの作成はHW業者の認識ですが相違ありませんでしょうか。                         | マスタイメージを作成する作業は、「設計・開発業者」が行います。   |
| 179 | 別紙1<br>P19 | 5.2.2    | 質問 | 表5.2-2の項番8の開発管理環境ハードウェア保守の保守業者とは、具体的にどの調達の受託者を指すのでしょうか。  | 開発管理環境のハードウェア保守業者と具体的な調達の受託者については、本業務の契約締結後に、次期受託者に機構から提示します。   |